

第2章 子ども・子育てに関わる概況

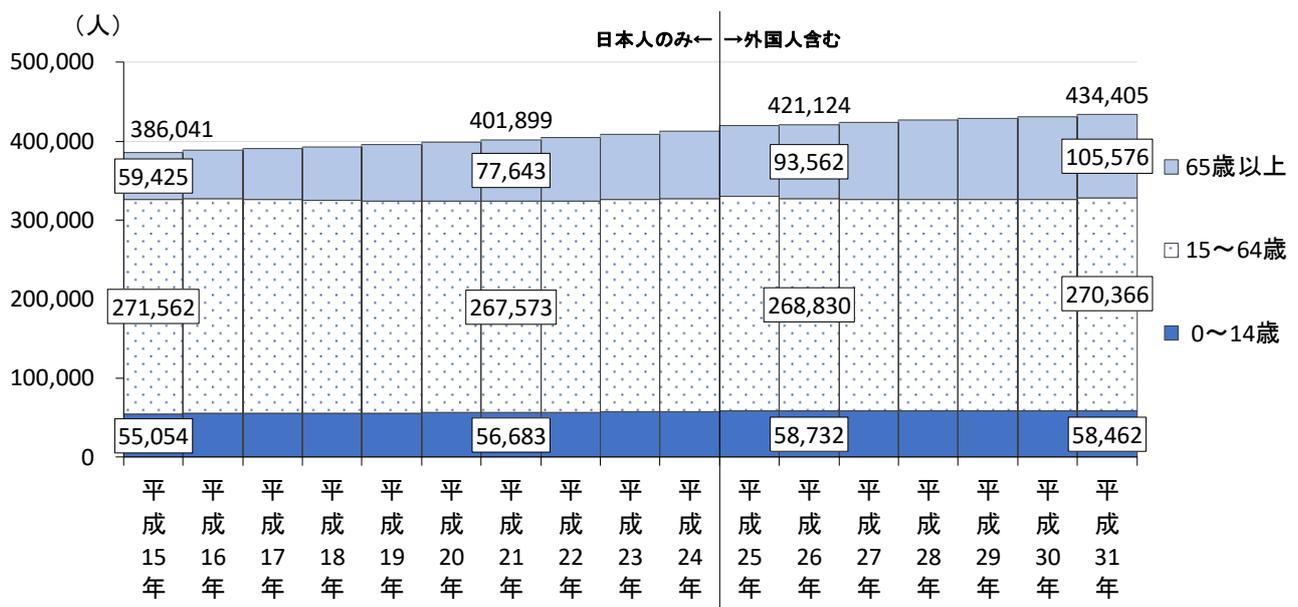
1. 本市の子ども・子育てに関わる概況

(1) 人口の状況

① 本市の人口の推移

本市の総人口の推移をみると、増加し続けており、2019年(平成31年)には434,405人となっています。

図表2-1-1-1 本市の人口の推移(年齢階層別)



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

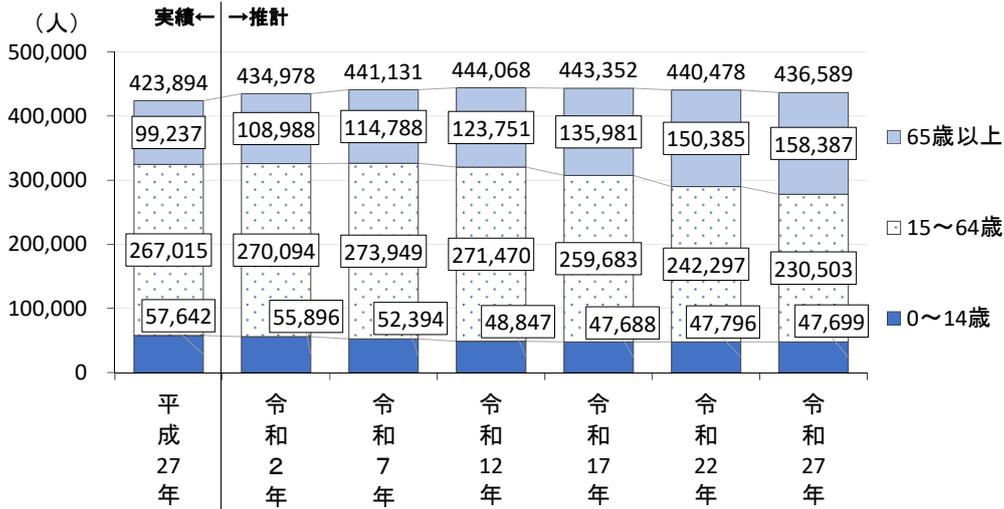
※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

※2019年（平成31年）の合計値434,405人は、年齢不詳（1人）を含んでいる。

② 将来人口の見通し

本市の将来人口をみると、2030年（令和12年）までは増加傾向が続きますが、2035年（令和17年）からは減少傾向となると推計されています。また、年齢層別にみると、0～14歳は2020年（令和2年）から、15～64歳は2030年（令和12年）から減少傾向に入ると推計されています。

図表2-1-1-2 本市の将来人口推計(年齢階層別)

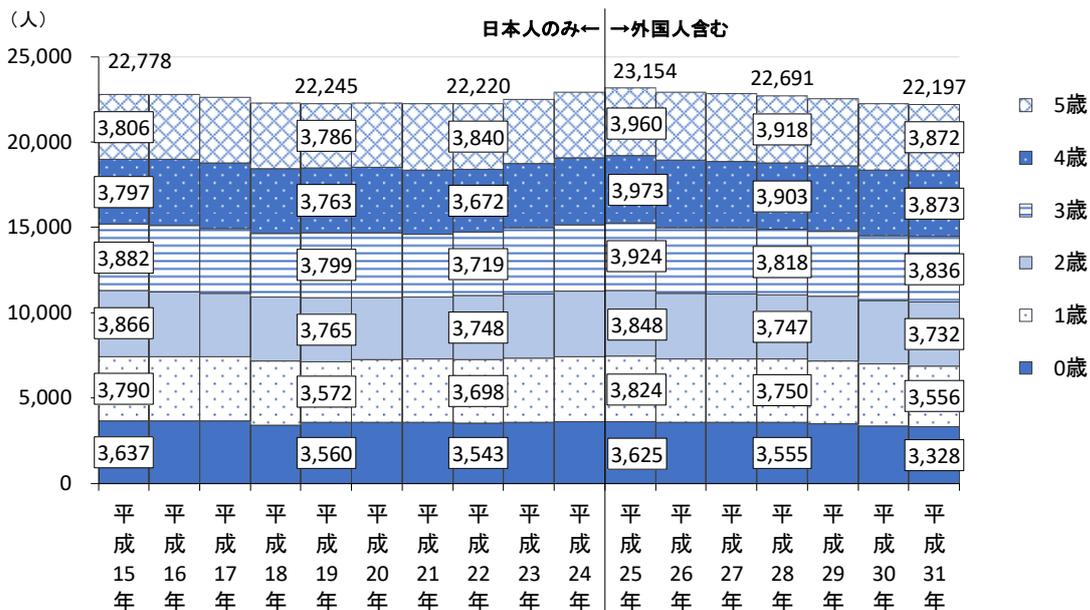


資料：国勢調査を基準とした推計値（平成29年度推計）

③ 就学前児童数の推移

0～5歳の就学前児童数は2014年（平成26年）以降減少傾向にあります。

図表2-1-1-3 就学前児童数の推移(年齢別)



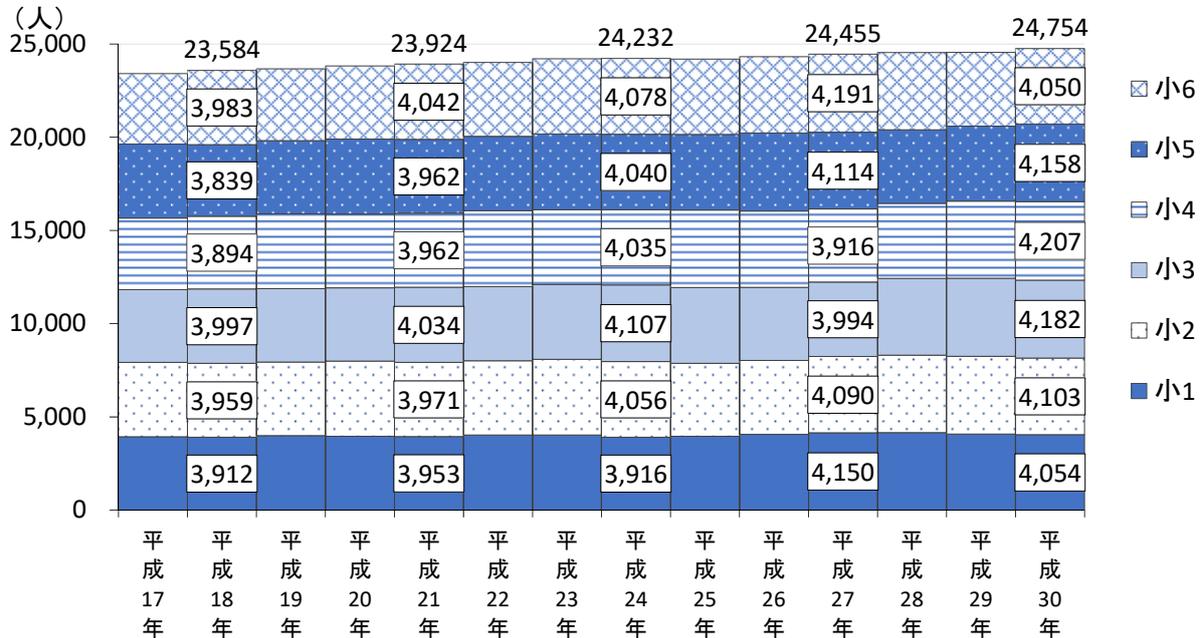
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

④ 小学校の児童数の推移

小学校（公立・私立）の児童数は増加傾向が継続しています。

図表2-1-1-4 小学校（公立・私立）の児童数の推移（学年別）

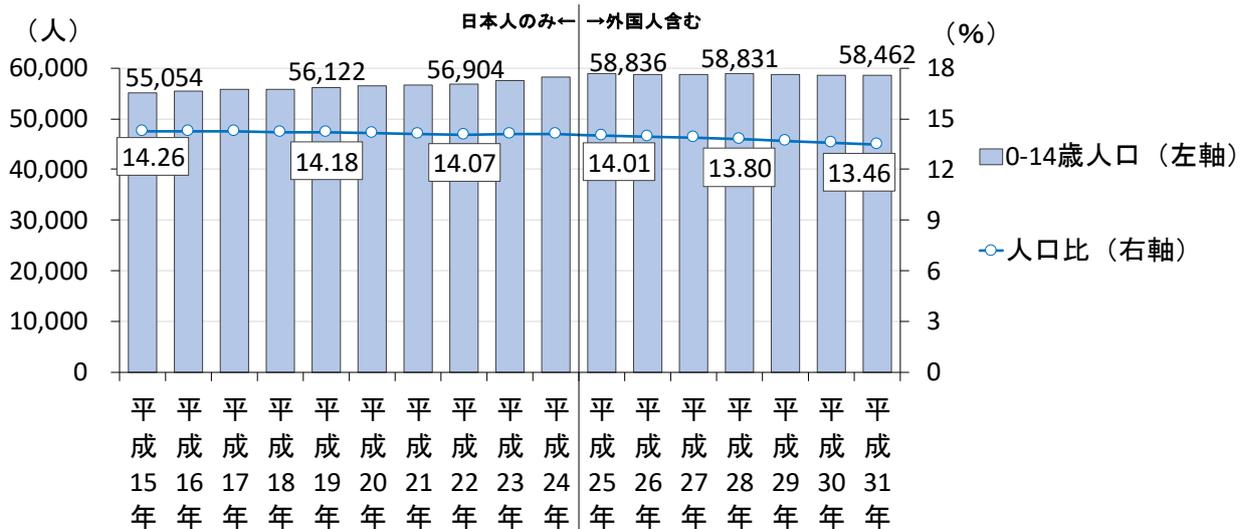


資料：神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年4月1日時点）

⑤ 年少人口の推移

0～14歳の年少人口は2014年（平成26年）以降減少傾向にあり、総人口に占める割合も低下傾向にあります。

図表2-1-1-5 年少人口と総人口に占める人口比の推移



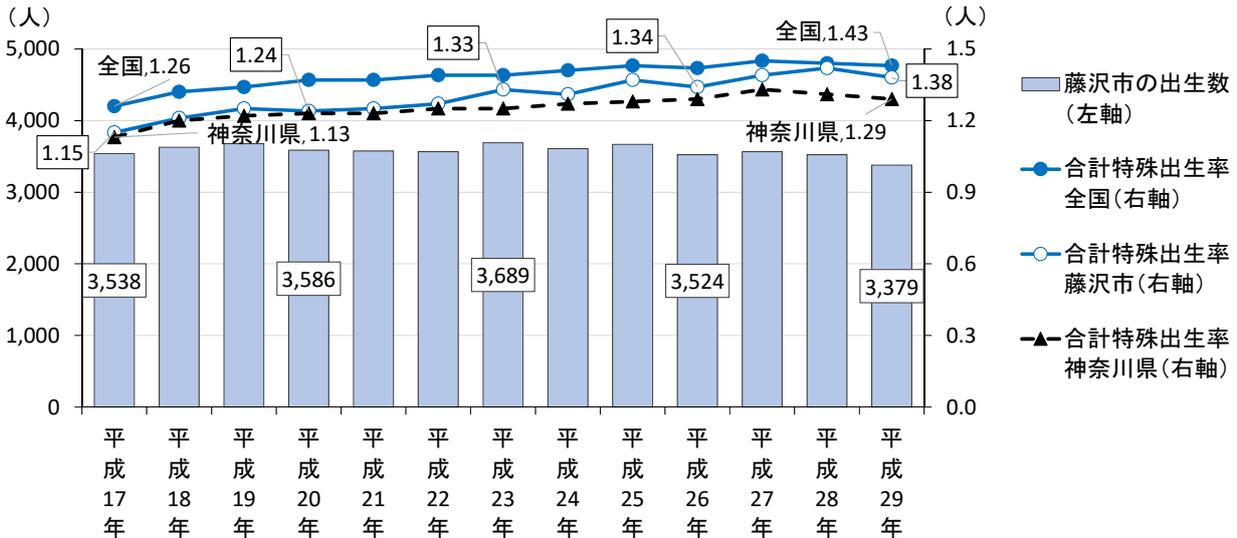
資料：藤沢市統計年報、住民基本台帳（各年4月1日時点）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

⑥ 出生数と合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は、全国より低水準にありますが、近年上昇傾向にあります。出生数は年により増減しているものの、近年は減少傾向にあり、2017年（平成29年）には3,379人となり、2007年（平成19年）から10年間で約300人減少しています。

図表2-1-1-6 本市の出生数と合計特殊出生率の推移（全国・神奈川県との比較）



資料：神奈川県衛生統計年報

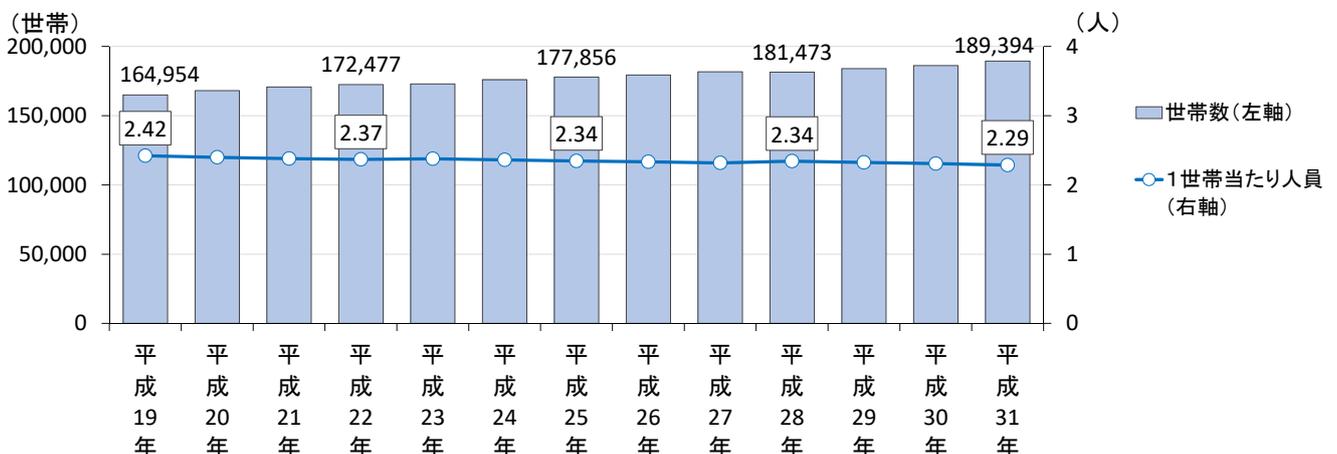
※合計特殊出生率は、各年内に15～49歳の女性が産んだ女性の年齢別の子ども数を、各年1月1日の15～49歳の女性の年齢別人口で割った値。

(2) 世帯の状況

① 本市の世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

図表2-1-2-1 本市の世帯数と1世帯当たり人員の推移

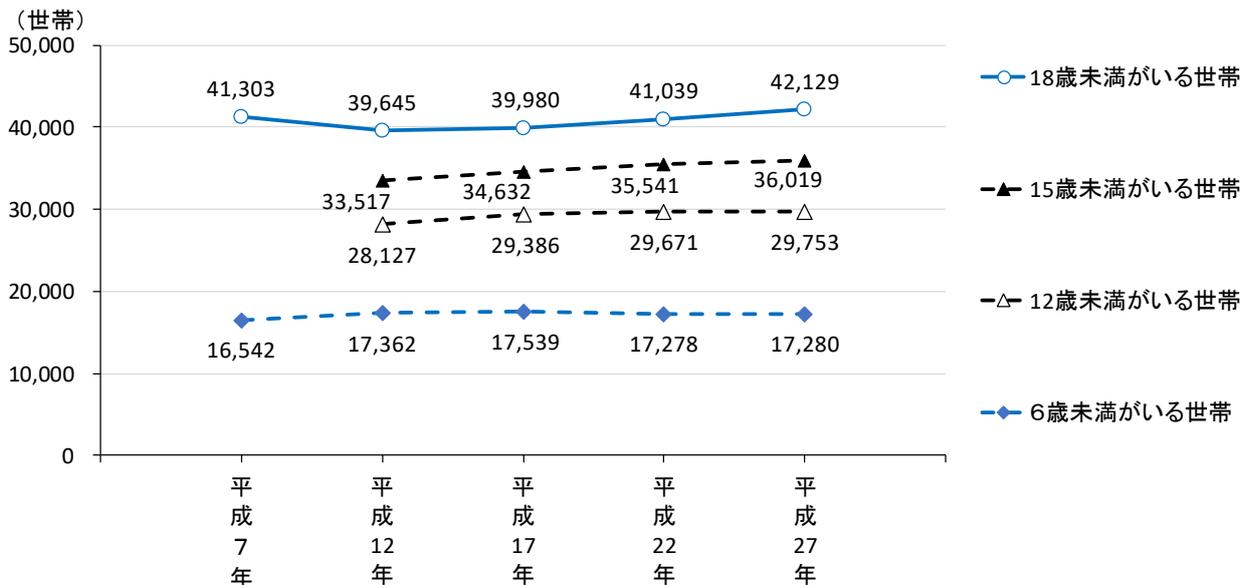


資料：藤沢市の人口と世帯数 人口・世帯数の推移（国勢調査を基準とした推計値）（各年4月1日）

② 子どものいる世帯の数と割合の変化

子どものいる世帯の数は、18歳未満でみると増加傾向にありますが、6歳未満の子どものいる世帯の数は、2005年（平成17年）をピークとして減少しています。また、子どものいる世帯が本市の世帯に占める割合は、どの子どもの年齢区分においても低下しています。

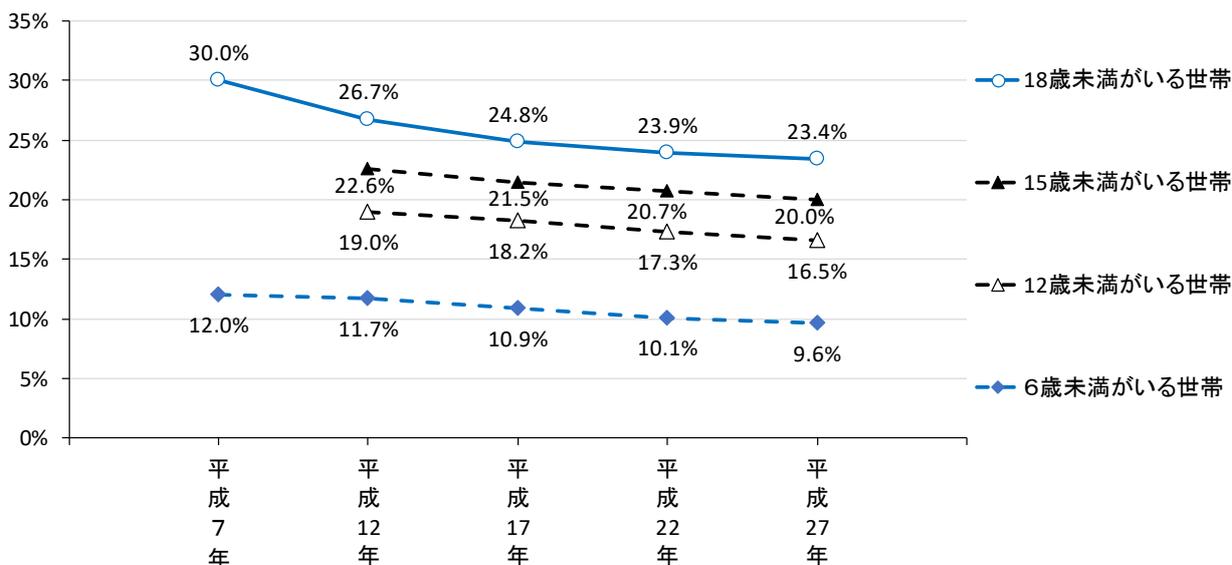
図表2-1-2-2 子どものいる世帯の数の推移(本市)



資料：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「～歳未満親族のいる一般世帯」のうち「親族世帯」の数。2010年（平成22年）以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数。

図表2-1-2-3 子どものいる世帯の割合の推移(本市)



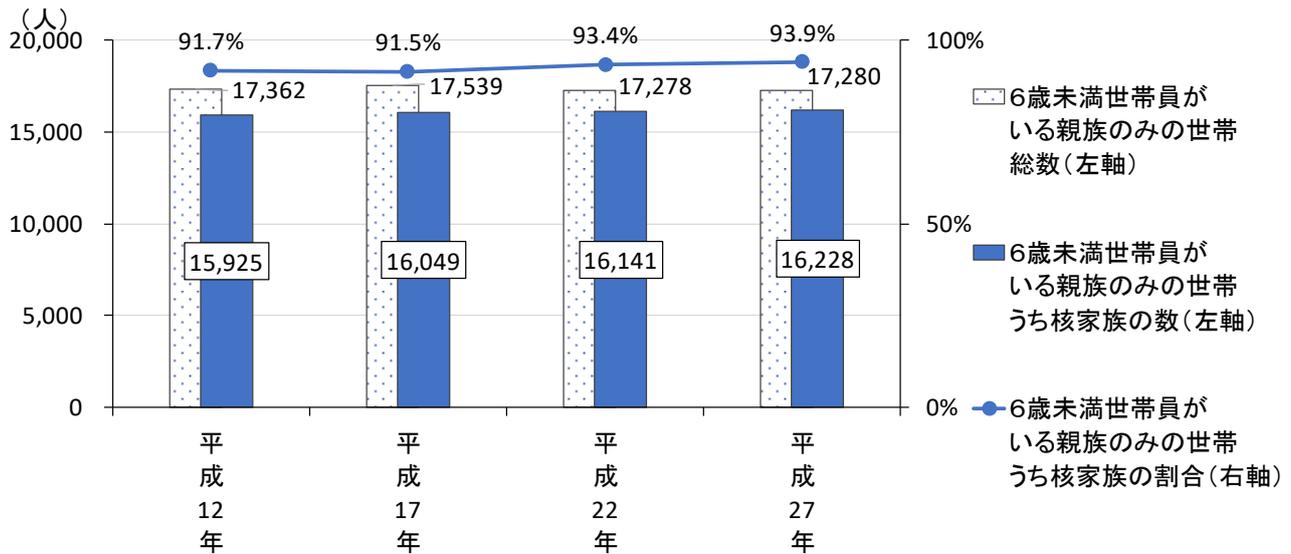
資料：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「～歳未満親族のいる一般世帯」のうち「親族世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。2010年（平成22年）以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。

③ 子どものいる核家族世帯の数と割合

子どものいる核家族世帯は、子どもの年齢が6歳未満・12歳未満のどちらの区分でも、世帯数が増加しています。また、親族のみの世帯の総数に占める割合が上昇し、2015年（平成27年）時点で6歳未満の子どもがいる世帯では93.9%、12歳未満の子どもがいる世帯では92.9%となっています。

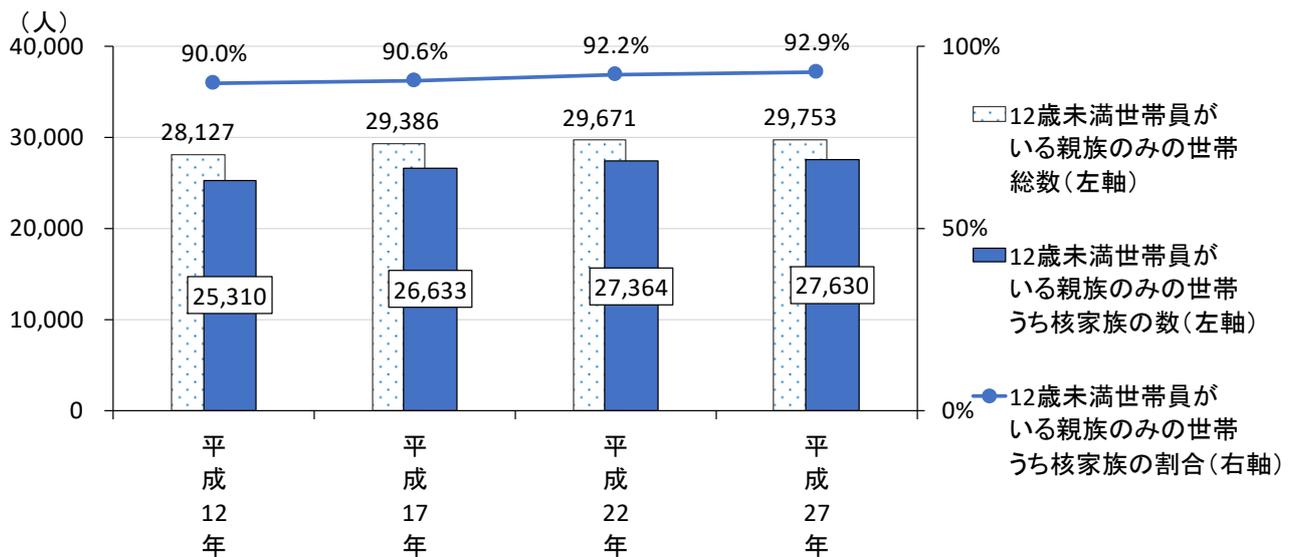
図表2-1-2-4 6歳未満の子どもがいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)



資料：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「6歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満の親族のいる一般世帯」の「親族世帯」の数で割った値。2010年（平成22年）以降は、「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

図表2-1-2-5 12歳未満の子どもがいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)



資料：総務省「国勢調査」

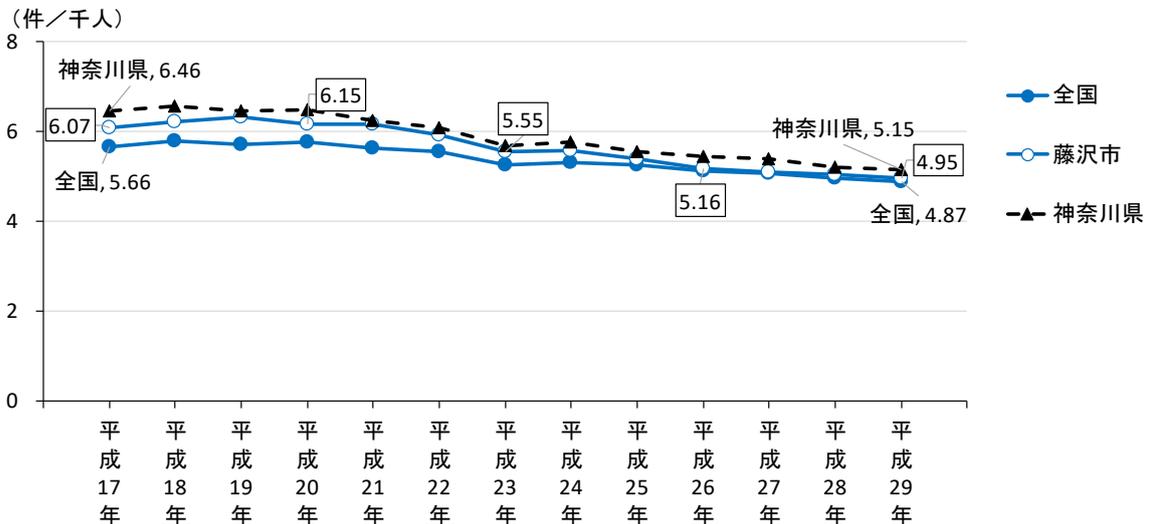
※2005年（平成17年）までは、「12歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満の親族のいる一般世帯」の「親族世帯」の数で割った値。2010年（平成22年）以降は、「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

(3) 婚姻の状況

① 婚姻率の推移

本市の婚姻率（人口千人当たり件数）は、全国や神奈川県と同様に低下傾向にあります。

図表2-1-3-1 本市の婚姻率の推移(全国・神奈川県との比較)

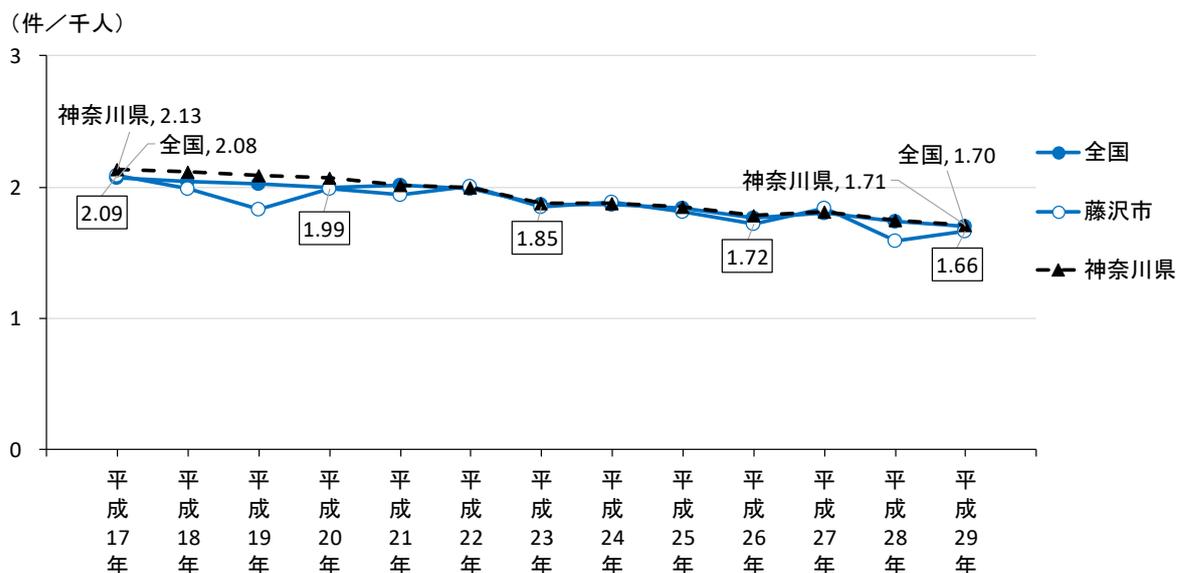


資料：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日時点）、総務省統計局「人口推計」、藤沢市「年齢別人口（住民基本台帳による）」、藤沢市「外国人住民の人口と世帯数」

② 離婚率の推移

本市の離婚率（人口千人当たり件数）の推移をみると、2005年（平成17年）以降は低下傾向にあります。

図表2-1-3-2 本市の離婚率の推移(全国・神奈川県との比較)

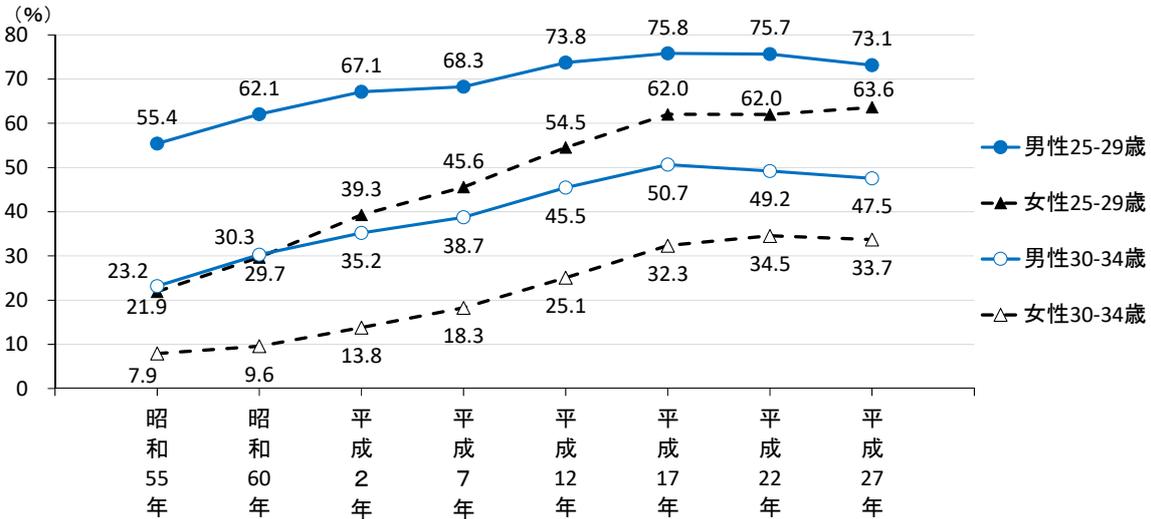


資料：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日時点）、総務省統計局「人口推計」、藤沢市「年齢別人口（住民基本台帳による）」、藤沢市「外国人住民の人口と世帯数」

③ 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、2015年（平成27年）時点で30～34歳は47.5%となっており、2010年（平成22年）以降低下傾向にあります。また、女性の未婚率は、2015年（平成27年）時点で30～34歳は33.7%となっています。

図表2-1-3-3 本市の未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

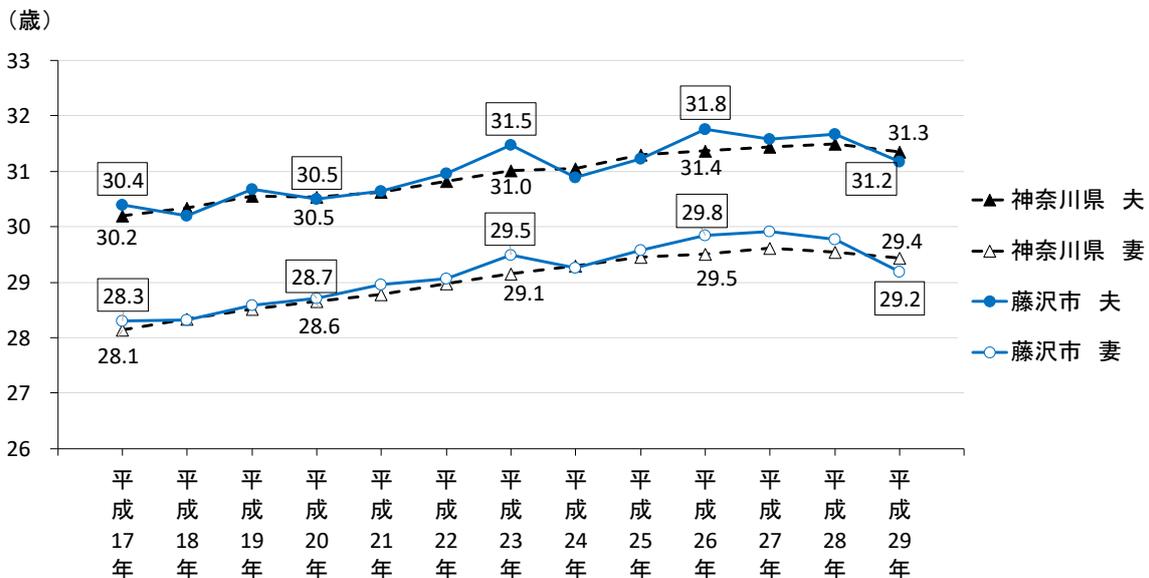


資料：総務省「国勢調査」

④ 平均初婚年齢

本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに上昇傾向にあり、2017年（平成29年）では夫が31.2歳、妻が29.2歳となっています。

図表2-1-3-4 本市の平均初婚年齢の推移(神奈川県との比較)



資料：神奈川県衛生統計年報

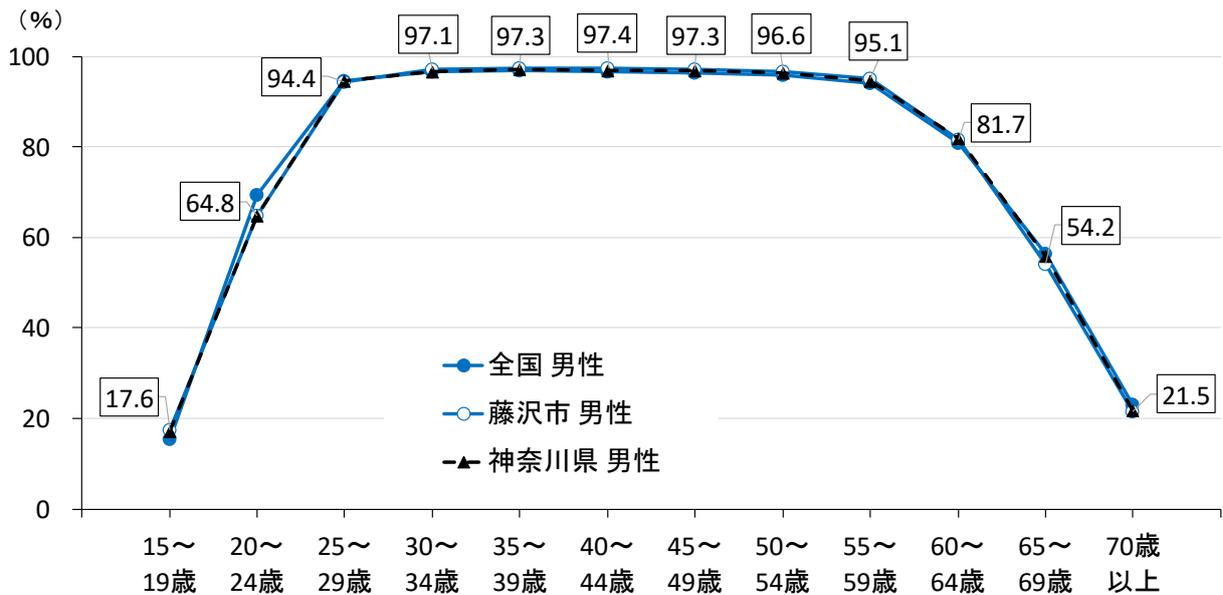
※夫の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫初婚妻再婚」における件数と「夫」の平均年齢、妻の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫再婚妻初婚」における件数と「妻」の平均年齢から算出した。

(4) 就労の状況

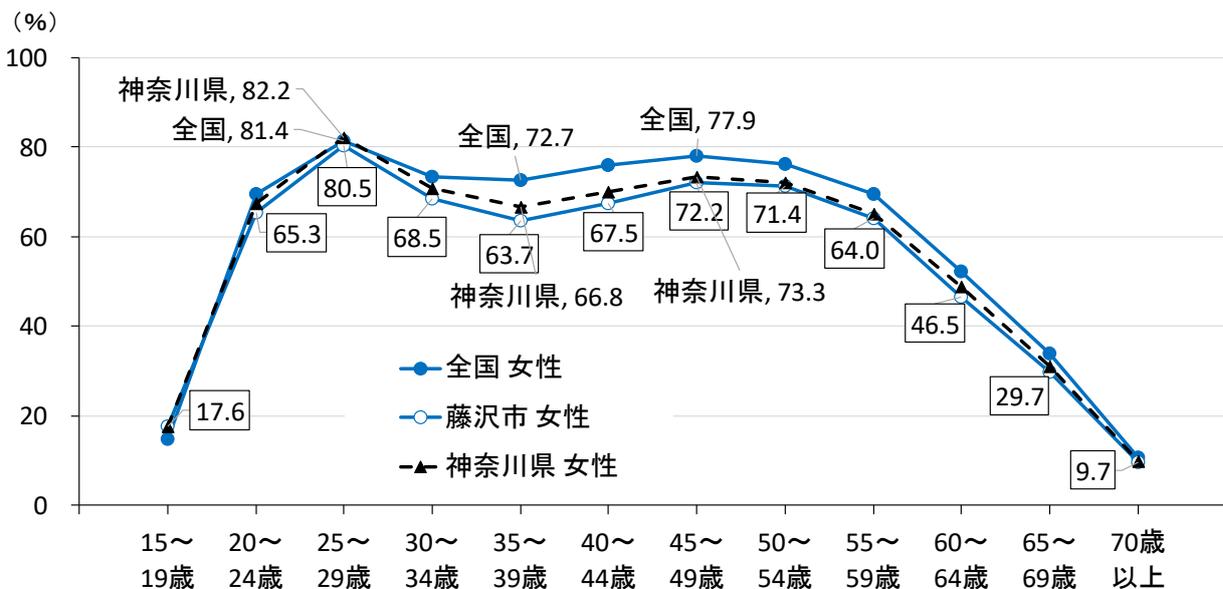
① 労働力率の推移

本市の年齢層別の労働力率をみると、男性は全国や神奈川県と同様の傾向ですが、女性は全国や神奈川県よりも低くなっています。また、労働力率が最も低い年齢層、いわゆる「M字カーブ」の底は35～39歳で、63.7%となっています。

図表2-1-4-1 本市の男性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



図表2-1-4-2 本市の女性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



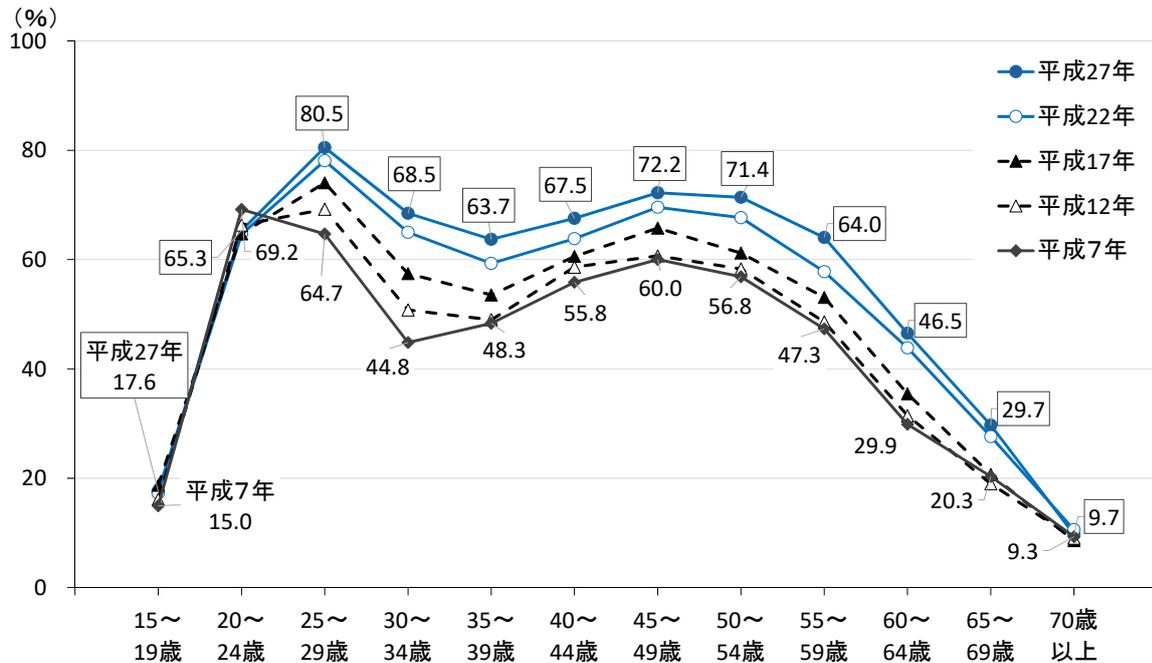
資料：総務省「国勢調査」（平成27年版）

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

② 女性の年齢層別労働力率の推移

本市の女性の年齢層別労働力率の推移をみると、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて、25歳以上のすべての年齢層において労働力率が上昇しています。また、「M字カーブ」の底に当たる年齢層は、1995年（平成7年）時点では30～34歳でしたが、2015年（平成27年）時点では35～39歳となっています。

図表2-1-4-3 本市の女性の年齢層別労働力率



資料：総務省「国勢調査」（平成27年版）

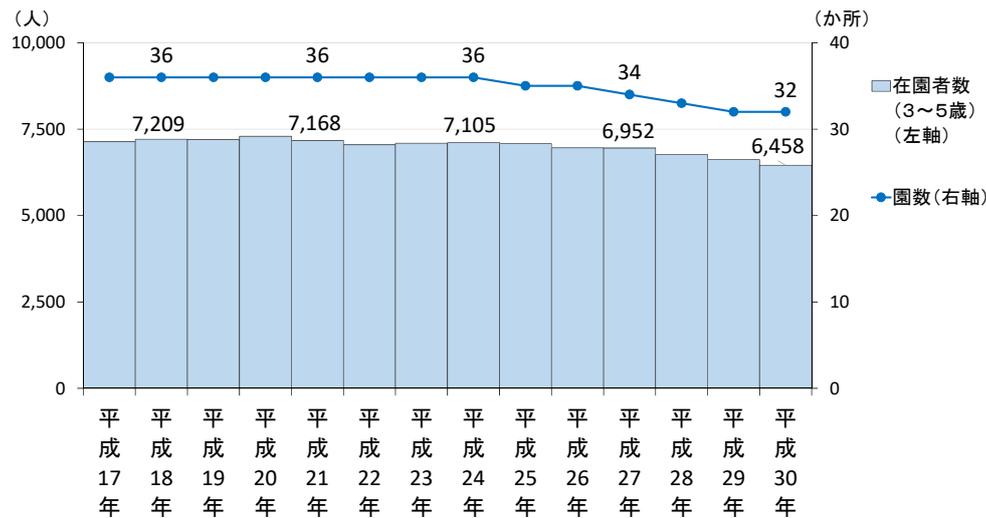
※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

(5) 就学前児童の状況

① 幼稚園の在園者数と園数の推移

本市の幼稚園在園者数の推移をみると、減少傾向にあり、2018年（平成30年）時点で6,458人となっています。また、本市の幼稚園の数は、2018年（平成30年）時点で32園となっており、減少傾向にあります。

図表2-1-5-1 幼稚園の在園者数と園数の推移

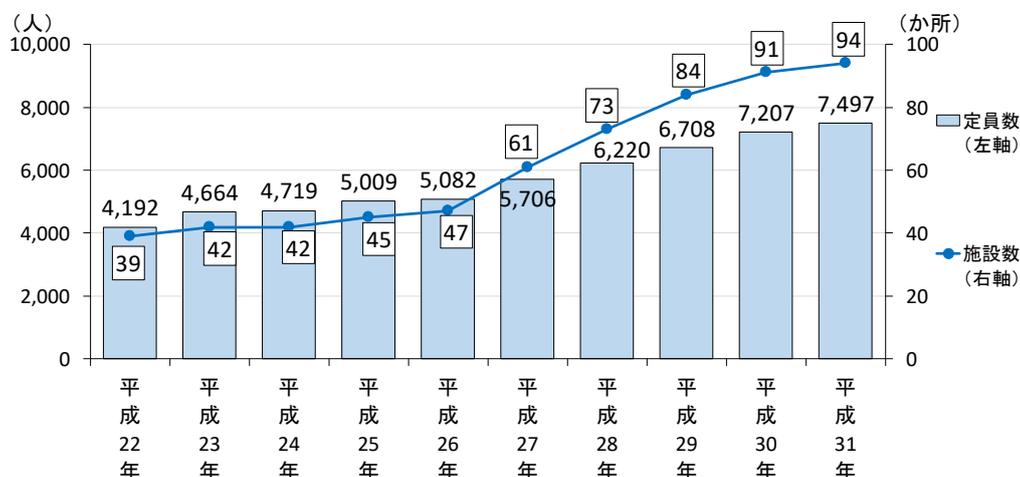


資料：神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年5月1日時点）

② 認可保育所等の定員数、施設数、待機児童数の推移

認可保育所等の定員数と施設数は増加傾向にあり、2019年（平成31年）時点で定員数は7,497人、施設数は94か所となっています。他方、待機児童数については、2019年（平成31年）時点で164人となっています。

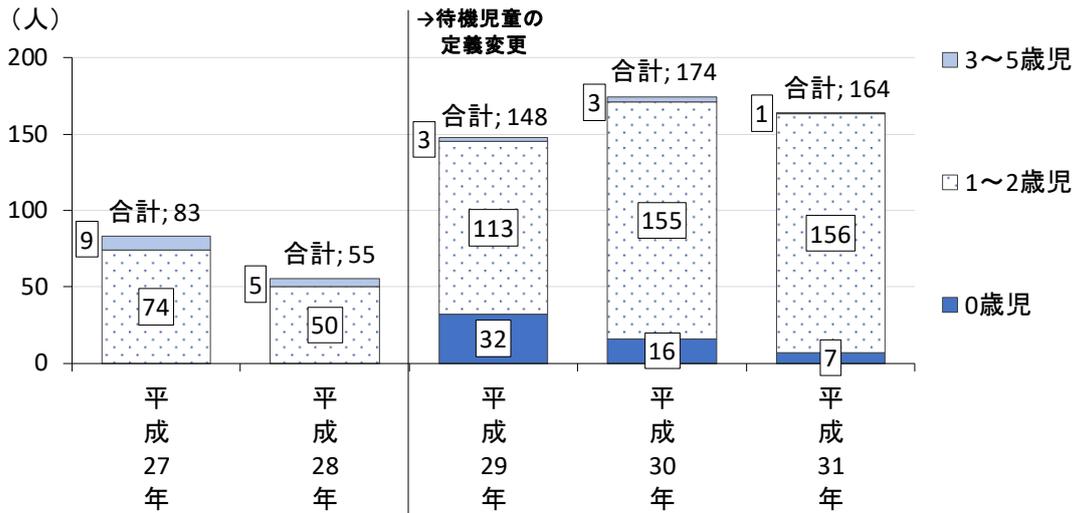
図表2-1-5-2 認可保育所等の定員数、施設数の推移



資料：藤沢市（各年4月1日）

※認可保育所等には、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業が含まれる。

図表2-1-5-3 待機児童数の推移



資料：藤沢市（各年4月1日）

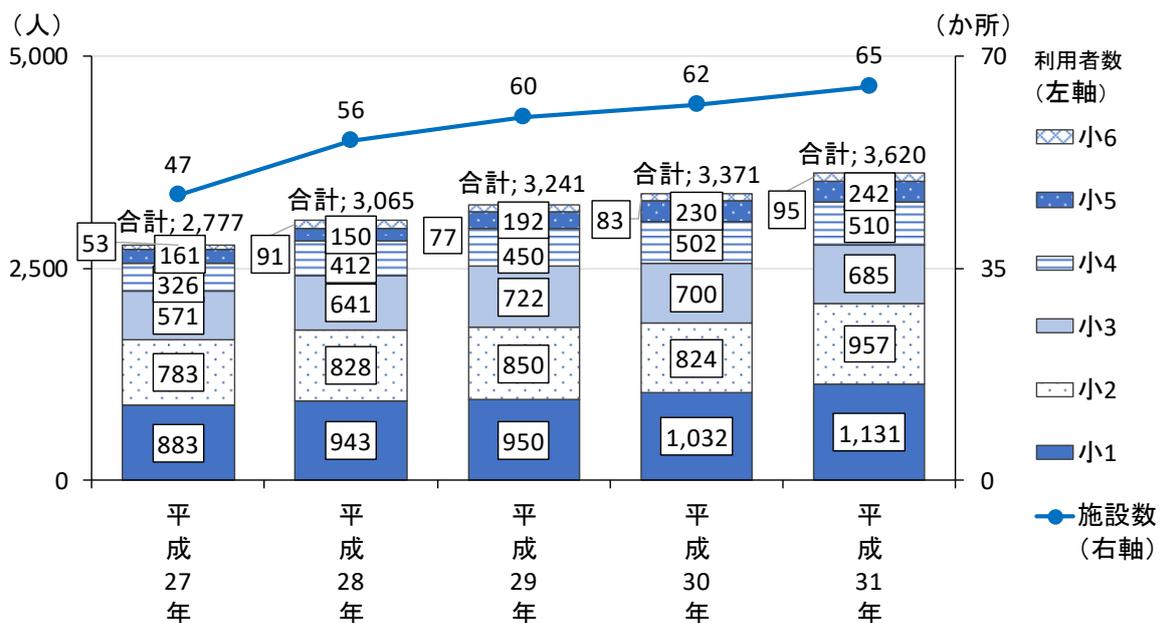
※国が定める「保育所等利用待機児童数調査要領」の改正により待機児童の定義を変更している。

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの利用者数、施設数の推移

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、2015年（平成27年）から2019年（平成31年）にかけて843人増えています。利用者数は低学年の方が多く、5年間の増加幅も大きいですが、高学年でも増加しています。施設数も増加傾向にあり、2019年（平成31年）は65か所となっています。

図表2-1-6-1 放課後児童クラブの利用者数と施設数の推移



資料：藤沢市（各年4月1日）

2. 子ども・子育てに関するニーズ調査

(1) 調査の実施

計画策定にあたって、子育て支援に関する利用状況や利用意向を把握するとともに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、就学前児童のいる世帯を対象に「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」、5歳児及び小学生のいる世帯を対象に「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表2-2-1-1 ニーズ調査の実施概要

	藤沢市子ども・子育て支援に関する 利用希望把握調査	藤沢市放課後児童クラブに関する 利用希望把握調査
調査対象	市内在住の就学前児童（0～4歳児）のいる世帯（6,000世帯）	市内在住の5歳児及び小学生（1～5年生）のいる世帯（6,000世帯）
対象者抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	2019年（令和元年）5月8日（水）～5月27日（月）	2019年（令和元年）5月8日（水）～5月27日（月）
回収状況	3,171件（回収率52.9%）	2,920件（回収率48.7%）

（注意点）

- ニーズ調査の結果を掲載するにあたり、参考情報として2013年（平成25年）に実施した類似の調査の結果も併記していますが、同類似調査は、市内在住の0～5歳児のいる世帯及び小学生（1～4年生）のいる世帯を対象にしているため、厳密には比較ができません。
- ニーズ調査の結果を示す際の表記として、特に断りがなにかぎり「就学前児童」は「0～4歳児」、「小学生」は「5歳児及び小学1～5年生」を指すこととします。
- ニーズ調査の結果における表記については次のとおりです。
「令和元年調査」もしくは「2019年（令和元年）調査」：
「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査 結果報告書」（2019年（令和元年）9月）
「平成25年調査」もしくは「2013年（平成25年）調査」：
「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年（平成26年）3月）

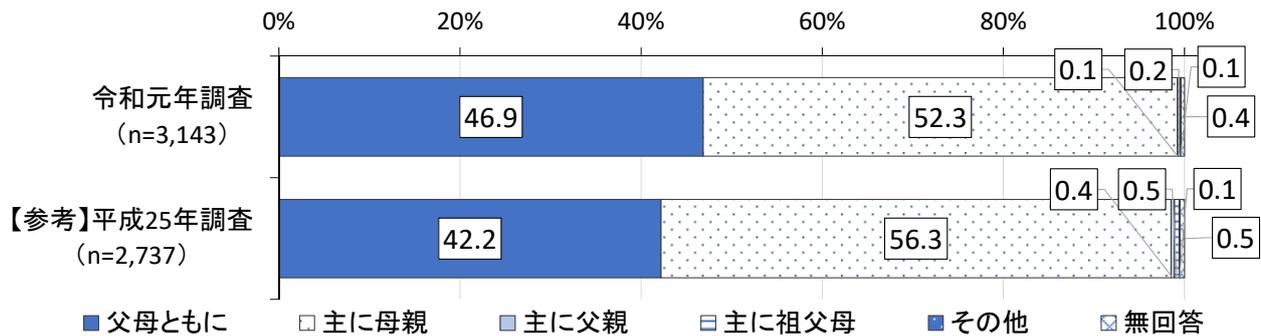
(2) 現状の分析

① 子どもと家族の状況

(ア) 就学前児童の子育てを主に行っている人

子育て（身の回りの世話や教育などを含む）を主に行っている人は、「父母ともに」が46.9%で、「主に母親」は52.3%となっています。

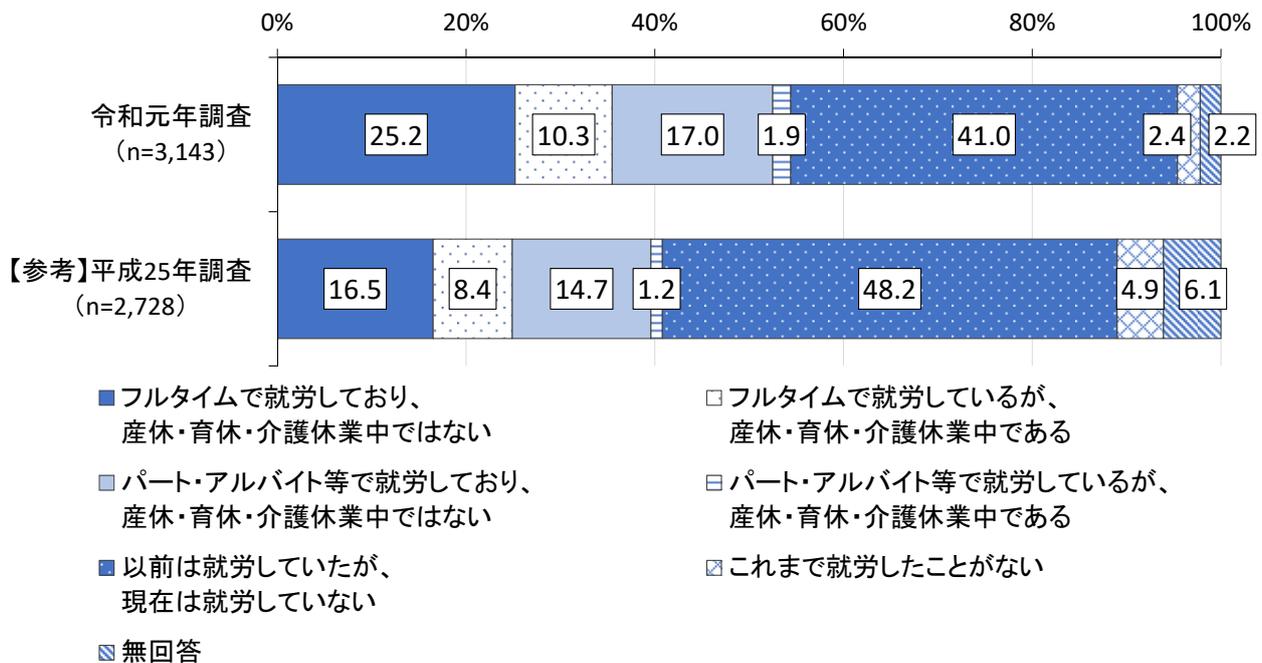
図表2-2-2-1 就学前児童の子育てを主に行っている人



(イ) 就学前児童の母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休・育休・介護休業中を含めたフルタイムまたはパートタイムで就労している割合が54.4%、就労していない割合が43.4%となっています。

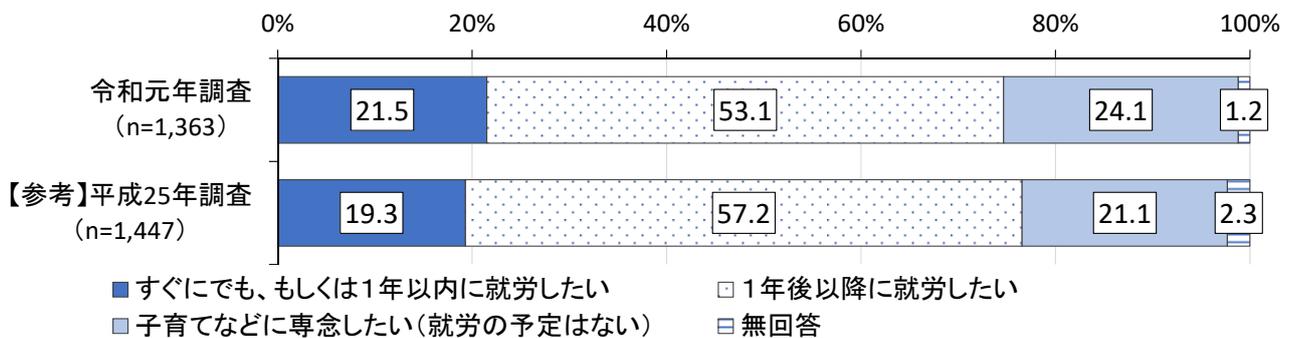
図表2-2-2-2 就学前児童の母親の就労状況



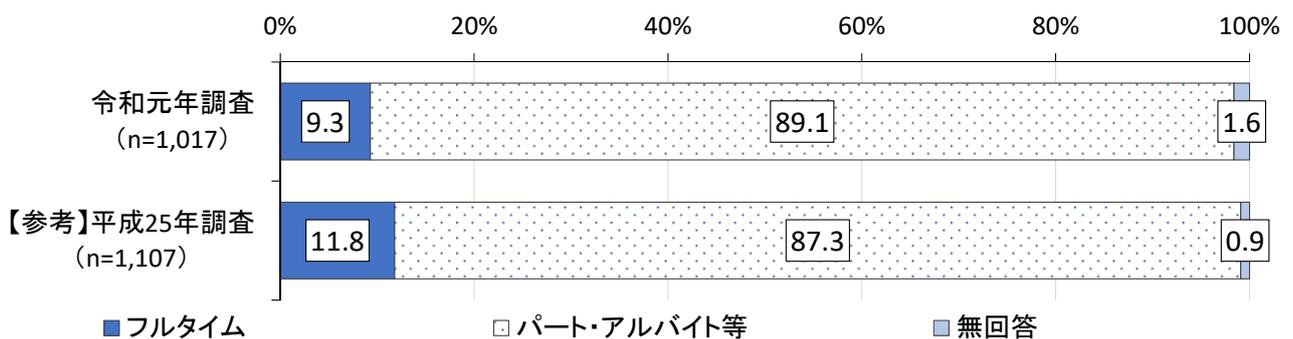
(ウ) 就学前児童の母親の就労意向

就学前児童の非就業の母親について、74.6%が就労意向を持っています。うち、就労時期の希望が「1年以内」であるのは21.5%です。また、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が約9割となっています。「1年後以降に就労したい」人の希望就労時期は「一番下の子どもが6歳以上」が43.7%となっています。

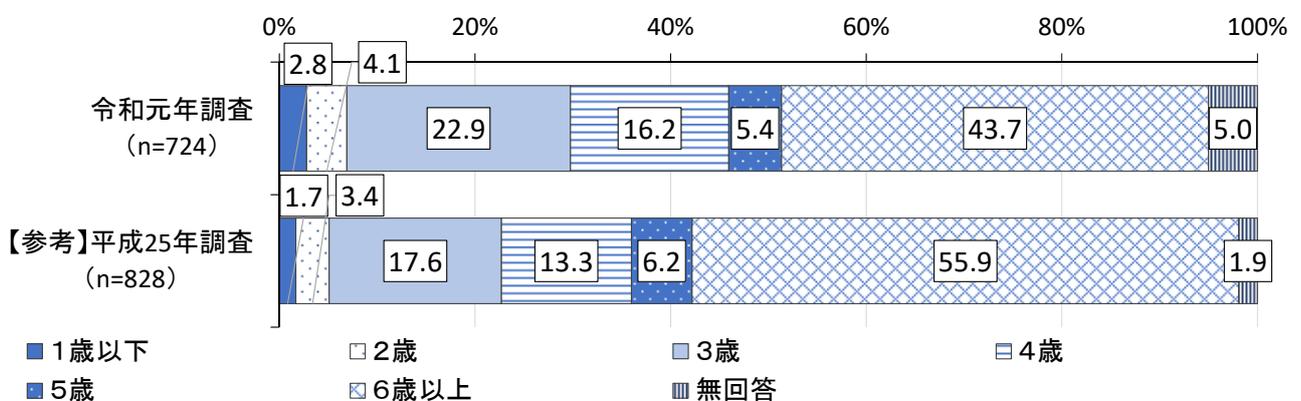
図表2-2-2-3 非就業の母親(就学前児童)の就労意向



図表2-2-2-4 非就業の母親(就学前児童)が希望する就労形態



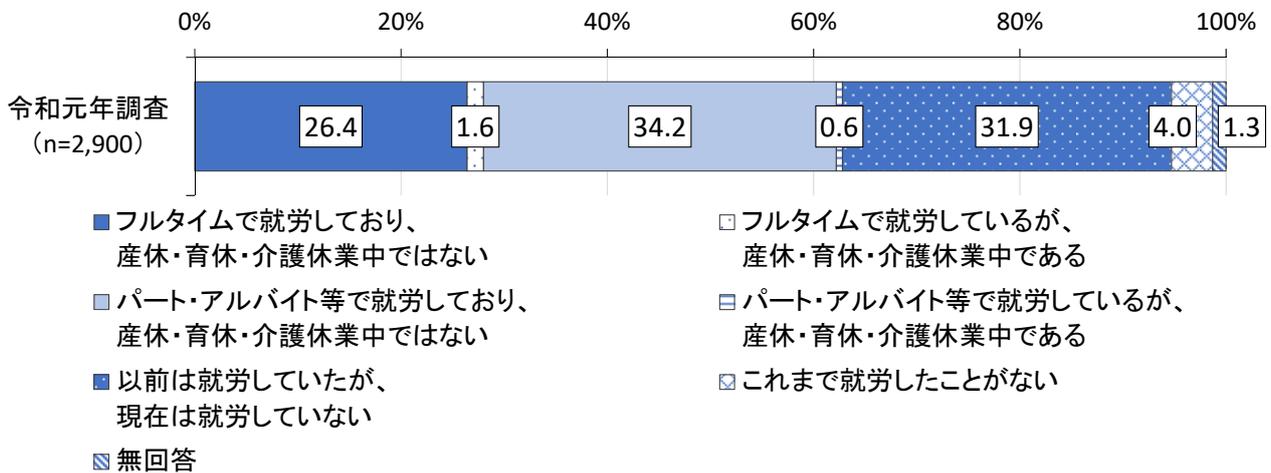
図表2-2-2-5 1年後以降に非就業の母親(就学前児童)が就労したい時期(末子の年齢)



(エ) 小学生の母親の就労状況

小学生の母親の就労状況は、フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が28.0%、パートタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が34.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.9%となっています。

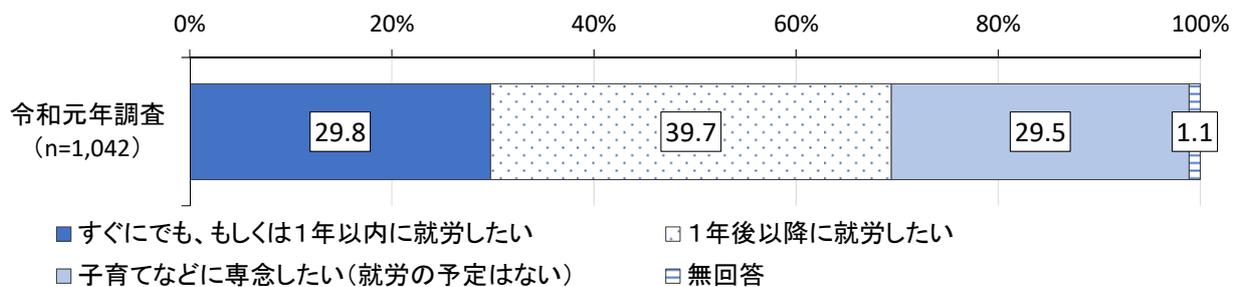
図表2-2-2-6 小学生の母親の就労状況



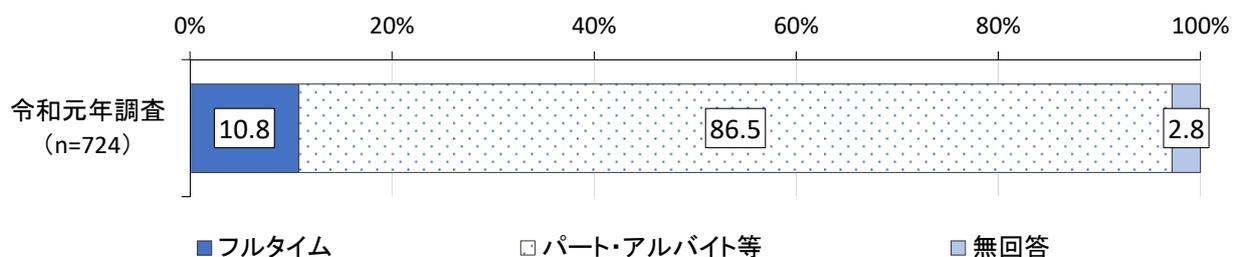
(オ) 小学生の母親の就労意向

小学生の非就業の母親について、就労を希望しているのは約7割で、そのうち約9割が「パート・アルバイト等」を望んでいます。また、「子育てなどに専念したい（就労の予定はない）」という回答も約3割となっています。

図表2-2-2-7 非就業の母親(小学生)の就労意向



図表2-2-2-8 非就業の母親(小学生)が希望する就労形態

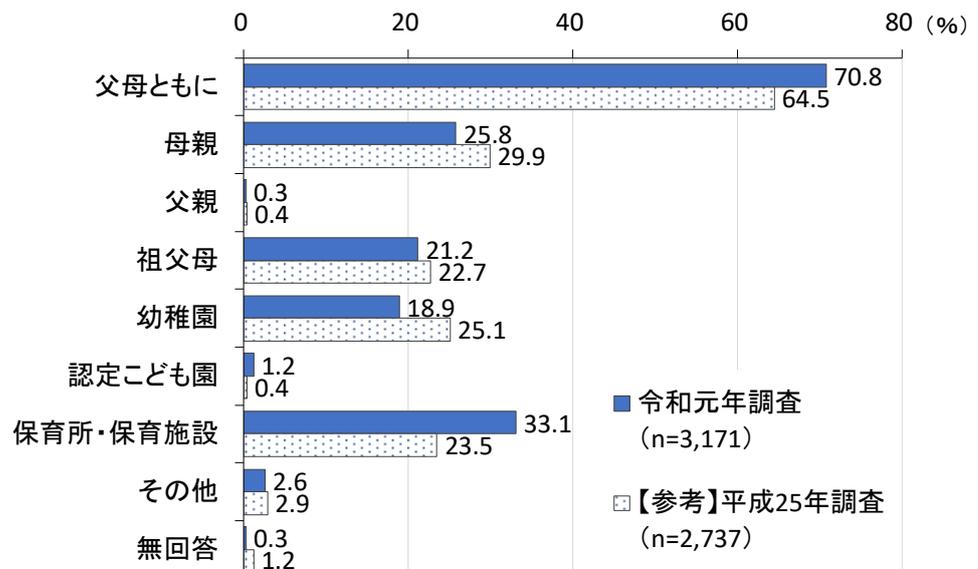


② 子どもの育ちをめぐる環境

(ア) 子育てに日常的に関わっている人

子育て(身の回りの世話や教育などを含む)に日常的に関わっているのは、「父母ともに」が70.8%で最も多く、次いで「保育所・保育施設」が33.1%となっています。それ以外では「母親」「祖父母」「幼稚園」の回答割合が比較的高くなっています。

図表2-2-2-9 子育てに日常的に関わっている人

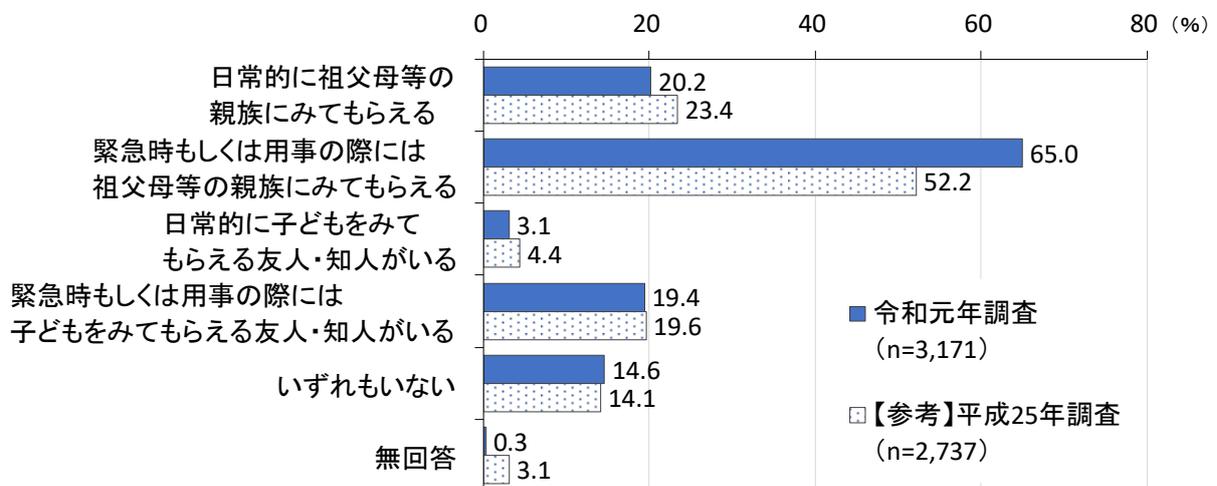


※2013年(平成25年)調査では「保育所・保育施設」の選択肢はなく、「認可保育所」「認可外保育施設」となっていたため、図表中ではこれらを合計した。

(イ) 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無

子どもをみてもらえる親族・友人等の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の回答割合が65.0%で最も高くなっています。また、「いずれもない」という回答は14.6%となっています。

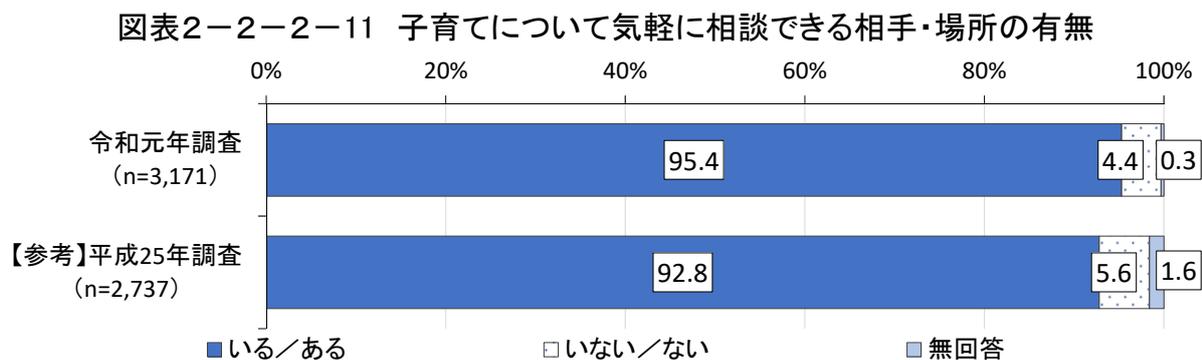
図表2-2-2-10 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無



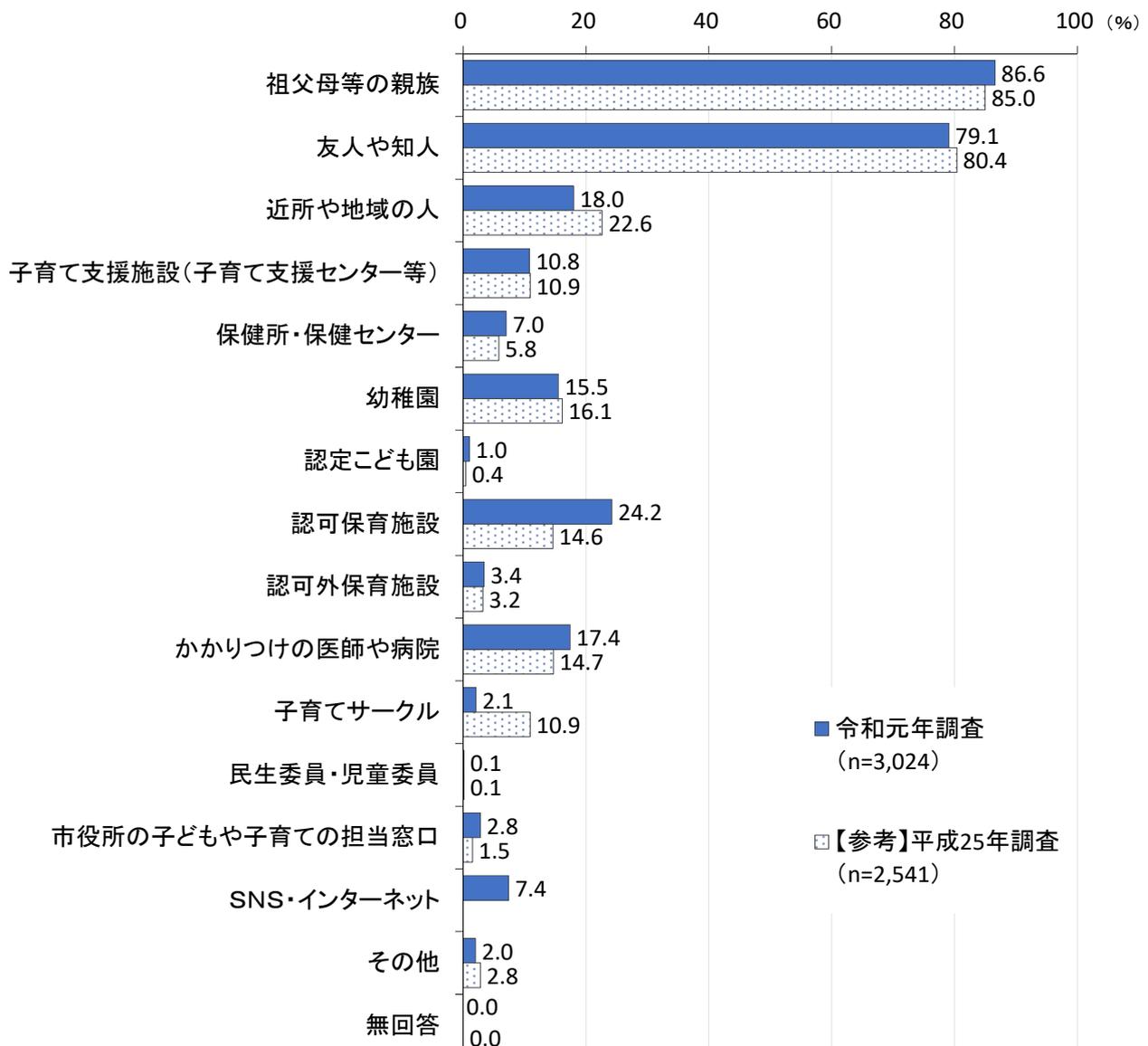
(ウ) 子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所

子育て（教育を含む）について気軽に相談できる相手・場所について、「いる／ある」は95.4%、「いない／ない」は4.4%となっています。

相談先としては、「祖父母等の親族」が約9割で最も高く、次いで「友人や知人」が約8割となっています。また、「近所や地域の人」の回答割合は18.0%、「認可保育施設」の回答割合は24.2%となっています。



図表2-2-2-12 子育てについて気軽に相談できる相手・場所



※相談先について、2013年（平成25年）調査では「子育て支援施設（子育て支援センター、つどいの広場等）・子育てサークル」という選択肢であったため、図表中では関連する各項目において数値を再掲している。

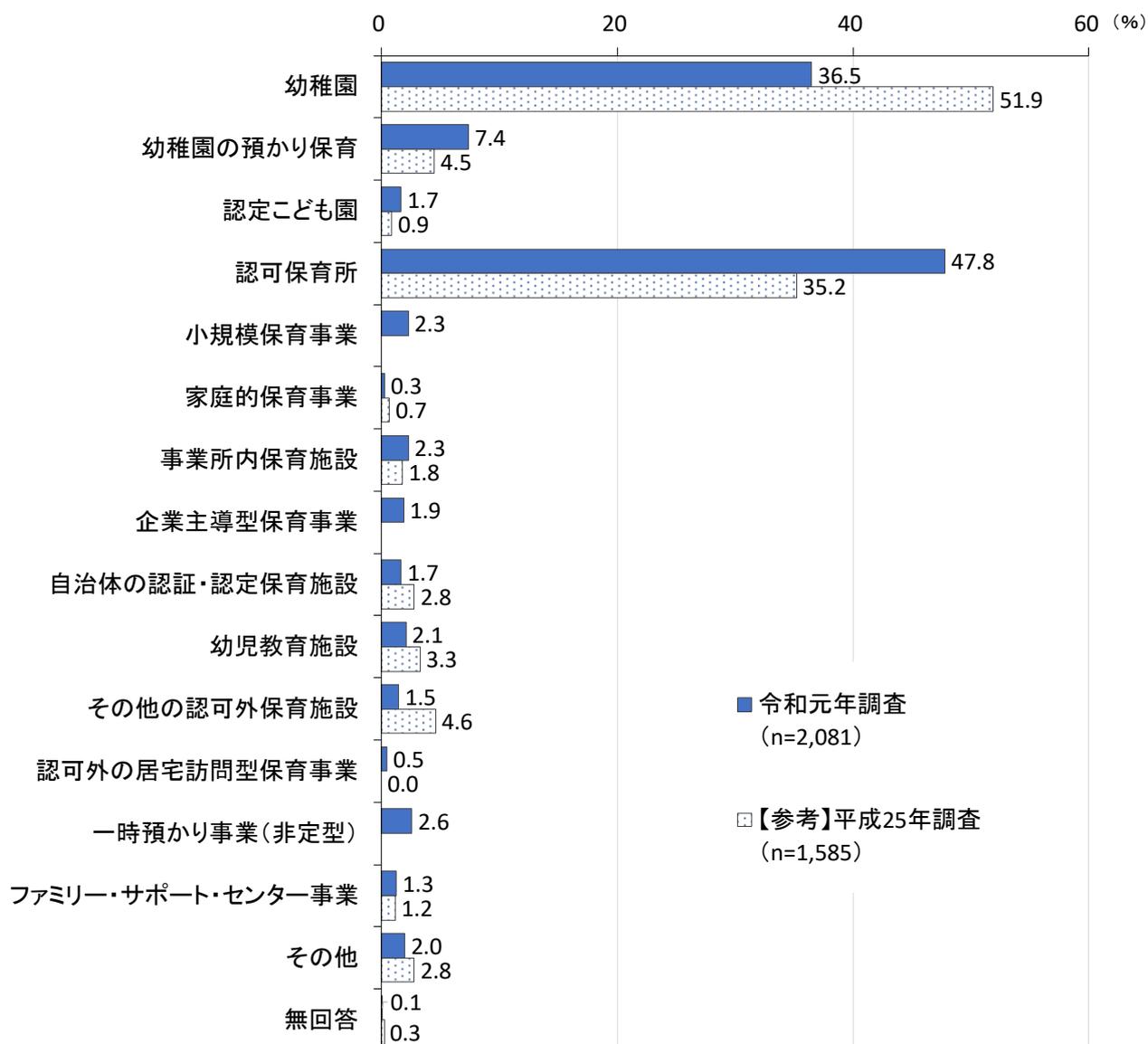
※2013年（平成25年）調査では「SNS・インターネット」の選択肢はなかった。

③ 教育・保育事業の利用状況

(ア) 定期的な教育・保育事業の利用

平日に定期的に子どもが利用している教育・保育事業は、「認可保育所」の回答割合が47.8%で最も高く、次いで「幼稚園」が36.5%となっています。それ以外では、「幼稚園の預かり保育」の回答割合が比較的高くなっています。

図表2-2-2-13 定期的な教育・保育事業の利用状況

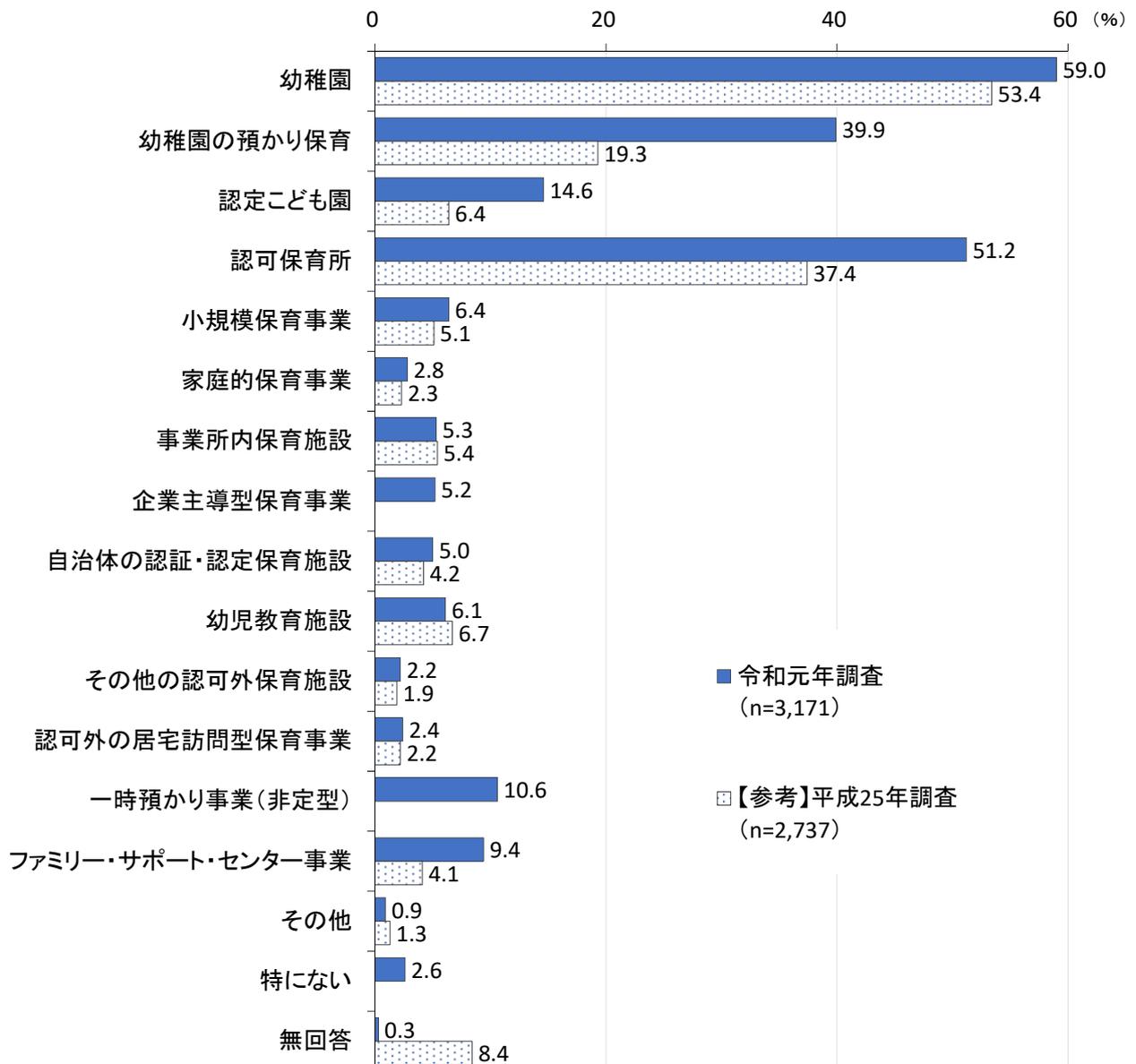


※2013年(平成25年)調査では「小規模保育事業」「企業主導型保育事業」「一時預かり事業(非定型)」の選択肢はなかった。また、「認可外の居宅訪問型保育事業」については2013年(平成25年)調査では「居宅訪問型保育」という選択肢の結果を掲載している。

(イ) 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

教育・保育事業の今後の利用希望について、「幼稚園」が59.0%、「認可保育所」が51.2%、「幼稚園の預かり保育」が39.9%となっています。

図表2-2-2-14 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

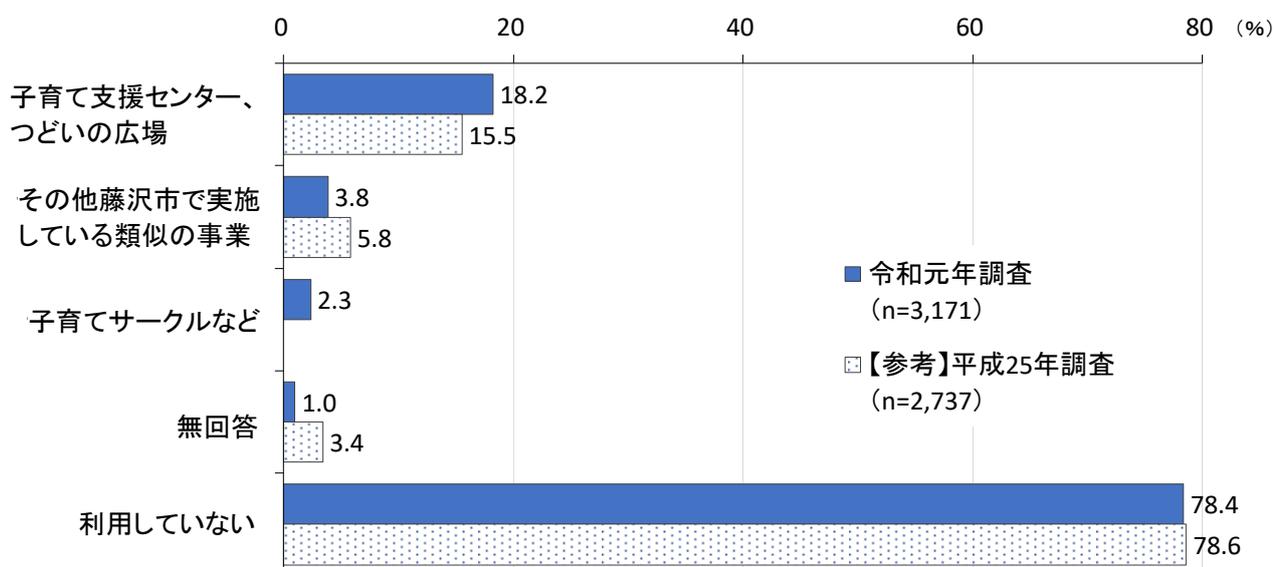


※2013年(平成25年)調査では「企業主導型保育事業」「一時預かり事業(非定型)」「特にない」の選択肢はなかった。また、「認可外の居宅訪問型保育事業」については2013年(平成25年)調査では「居宅訪問型保育」という選択肢の結果を掲載している。

(ウ) 地域子育て支援事業の利用状況・利用希望

地域子育て支援事業の利用状況をみると、「子育て支援センター、つどいの広場」は18.2%となっていますが、「利用していない」という回答は78.4%となっています。今後の利用希望について尋ねた結果をみても、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」という回答の割合は60.5%となっています。

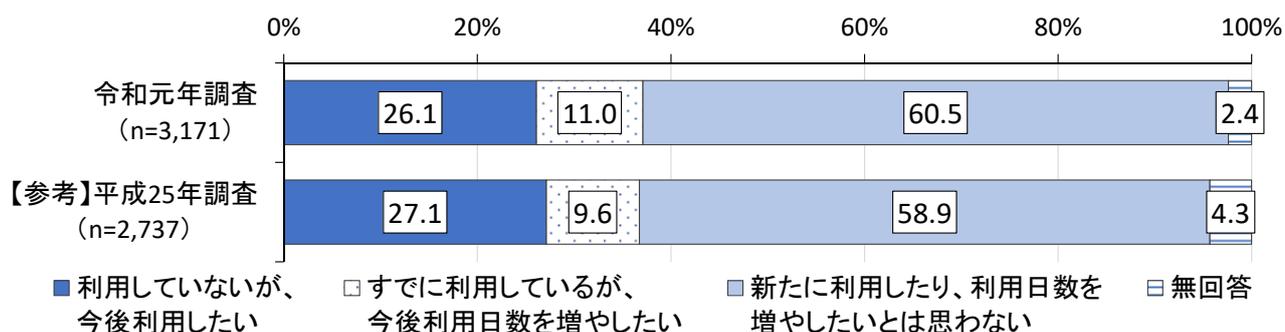
図表2-2-2-15 地域の子育て支援事業の利用状況



※2013年（平成25年）調査では「子育てサークル」の選択肢はなかった。

※2019年（令和元年）調査の利用状況について、「利用している」「利用していない」のどちらかを尋ねたうえで、「利用している」場合には具体的な事業名も尋ねる設問の集計結果を載せているため、「無回答」にはそもそも利用しているかどうか無回答の場合（0.6%）と、利用はしているが事業名が無回答の場合（0.4%）の両者が含まれている。

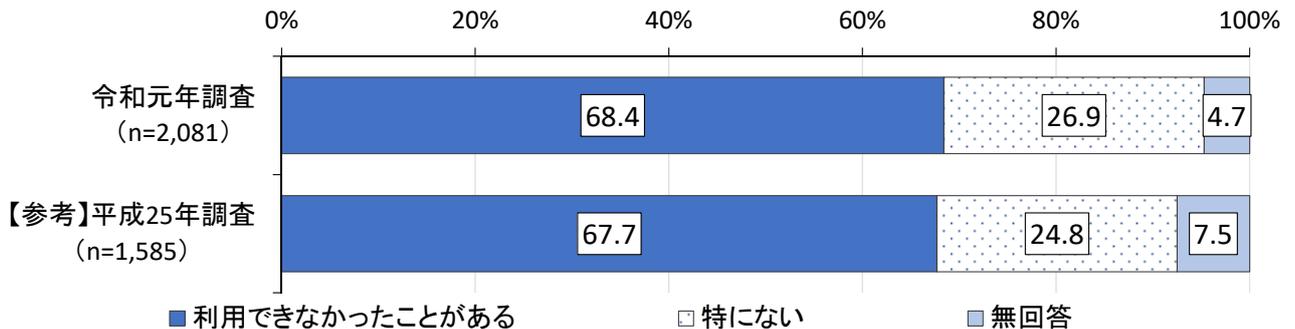
図表2-2-2-16 地域の子育て支援事業の今後の利用希望



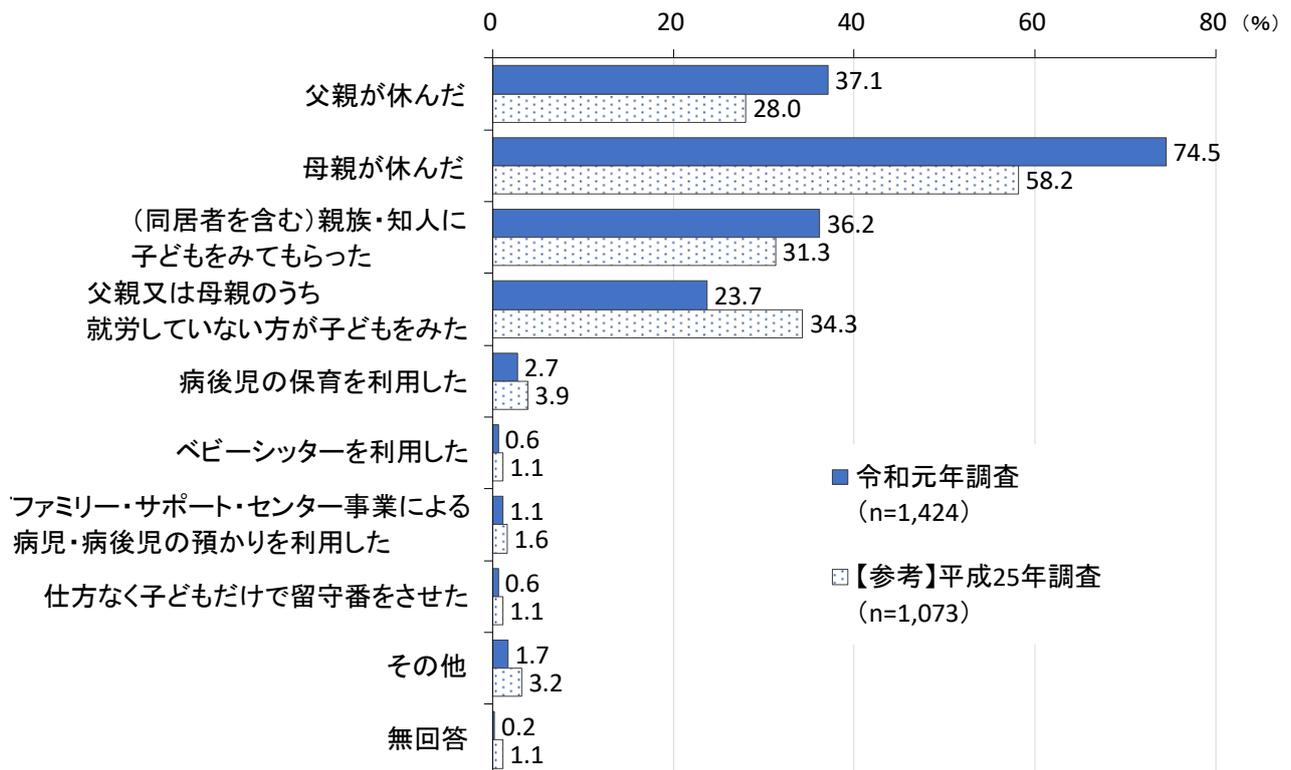
(工) 病気の際の対応

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験について、約7割が「利用できなかったことがある」と回答しています。そのときの対処方法は「母親が休んだ」が74.5%で回答割合が最も高く、次いで「父親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の回答割合が高くなっています。「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の回答割合も比較的高くなっています。

図表2-2-2-17 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無

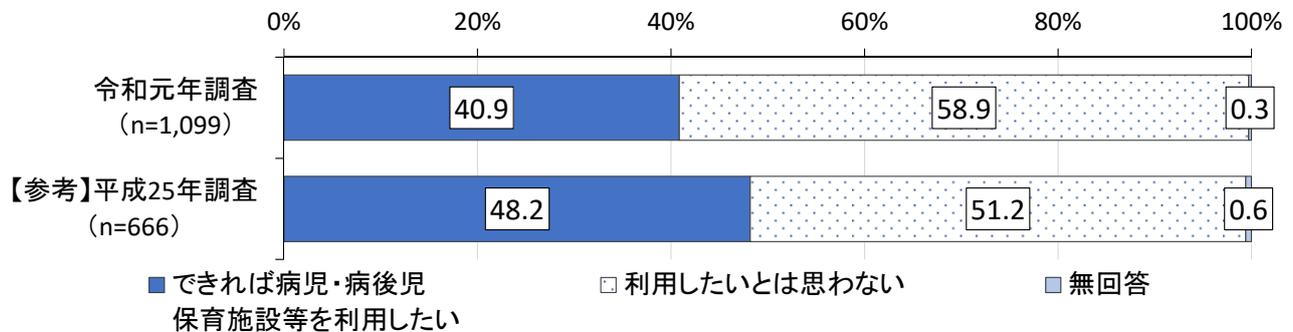


図表2-2-2-18 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応

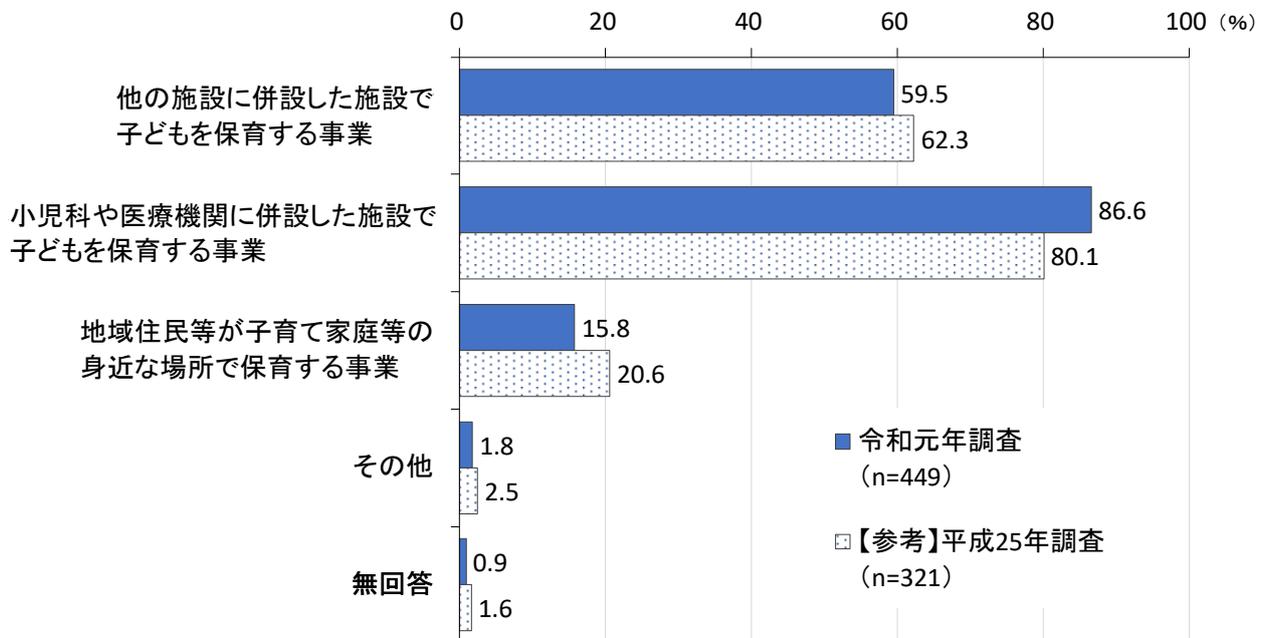


父親や母親が休んで対応した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は約4割となっています。また、希望の事業形態としては「小児科や医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が約9割の回答割合となっています。

図表2-2-2-19 病児・病後児保育施設等の利用希望



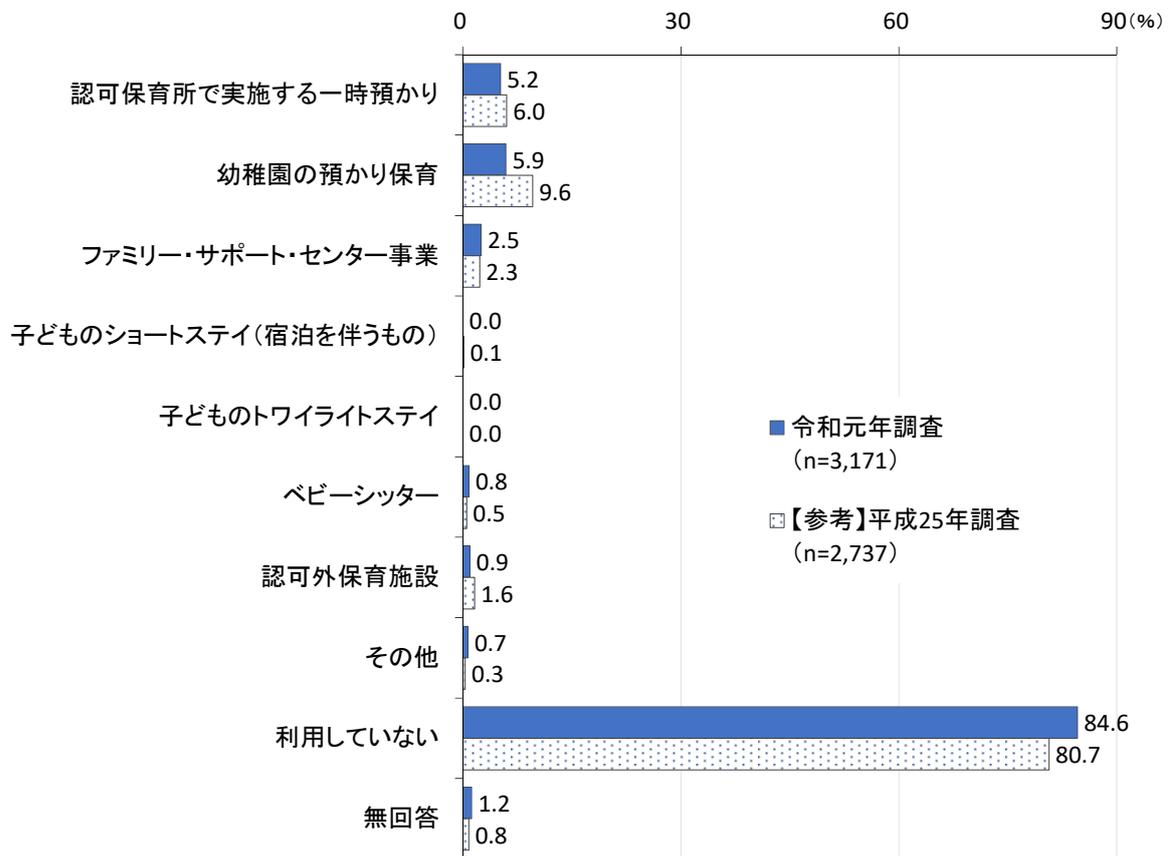
図表2-2-2-20 望ましいと思う事業形態



(オ) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

不定期の教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園の預かり保育」が5.9%、「認可保育所で実施する一時預かり」が5.2%となっています。今後の利用希望は53.1%が「利用したい」と回答しています。

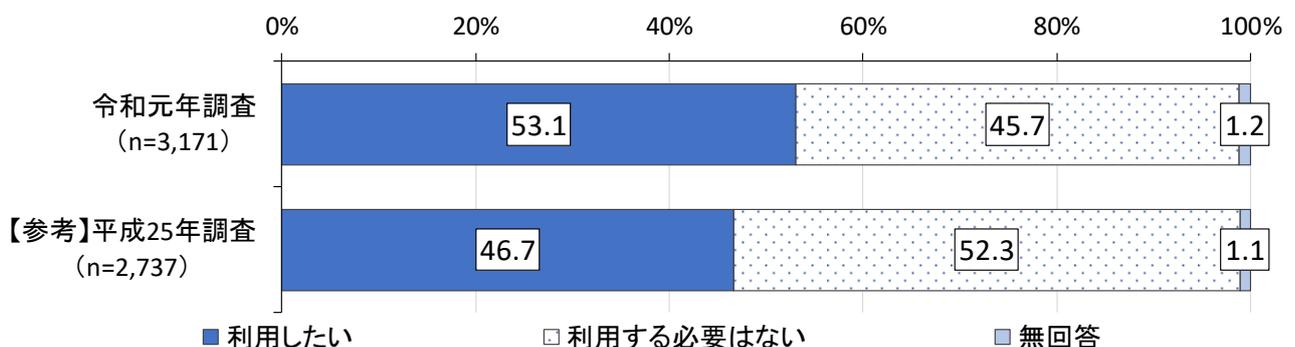
図表2-2-2-21 不定期の教育・保育事業の利用状況



※利用状況について、2019年（令和元年）調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「その他」の選択肢が複数回答。2013年（平成25年）調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「利用していない」の選択肢が複数回答で、「認可保育所で実施する一時預かり」の選択肢はなく、単に「一時預かり」という選択肢であった。上図においては「一時預かり」の回答割合を「認可保育所で実施する一時預かり」の箇所に記載している。

※2019年（令和元年）調査の利用状況について、「利用している」「利用していない」のどちらかを尋ねたうえで、「利用している」場合には具体的な事業名も尋ねる設問の集計結果を載せているため、「無回答」にはそもそも利用しているかどうか無回答の場合（0.9%）と、利用はしているが事業名が無回答の場合（0.3%）の両者が含まれている。

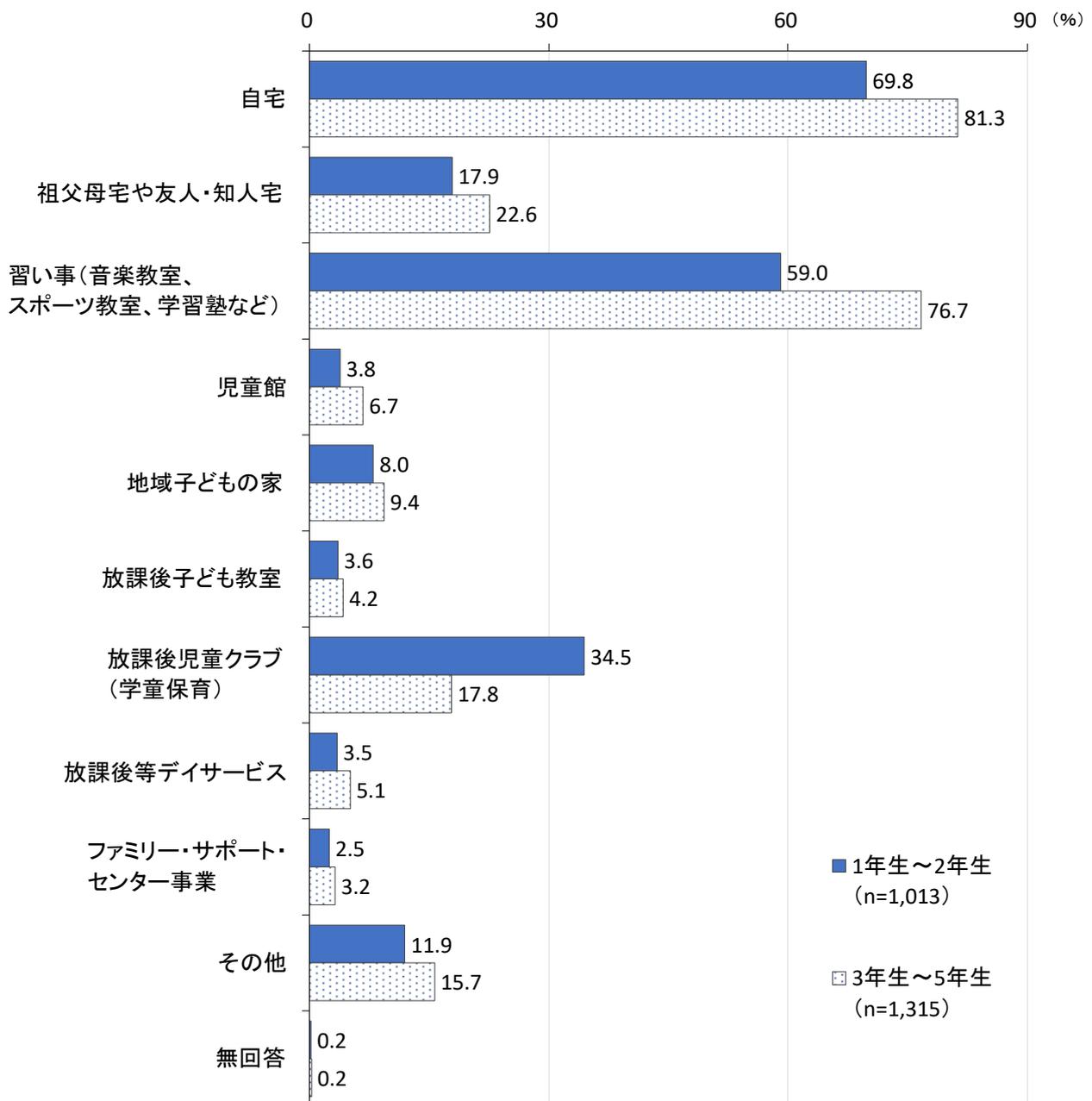
図表2-2-2-22 不定期の教育・保育事業の今後の利用希望



(カ) 放課後の過ごし方

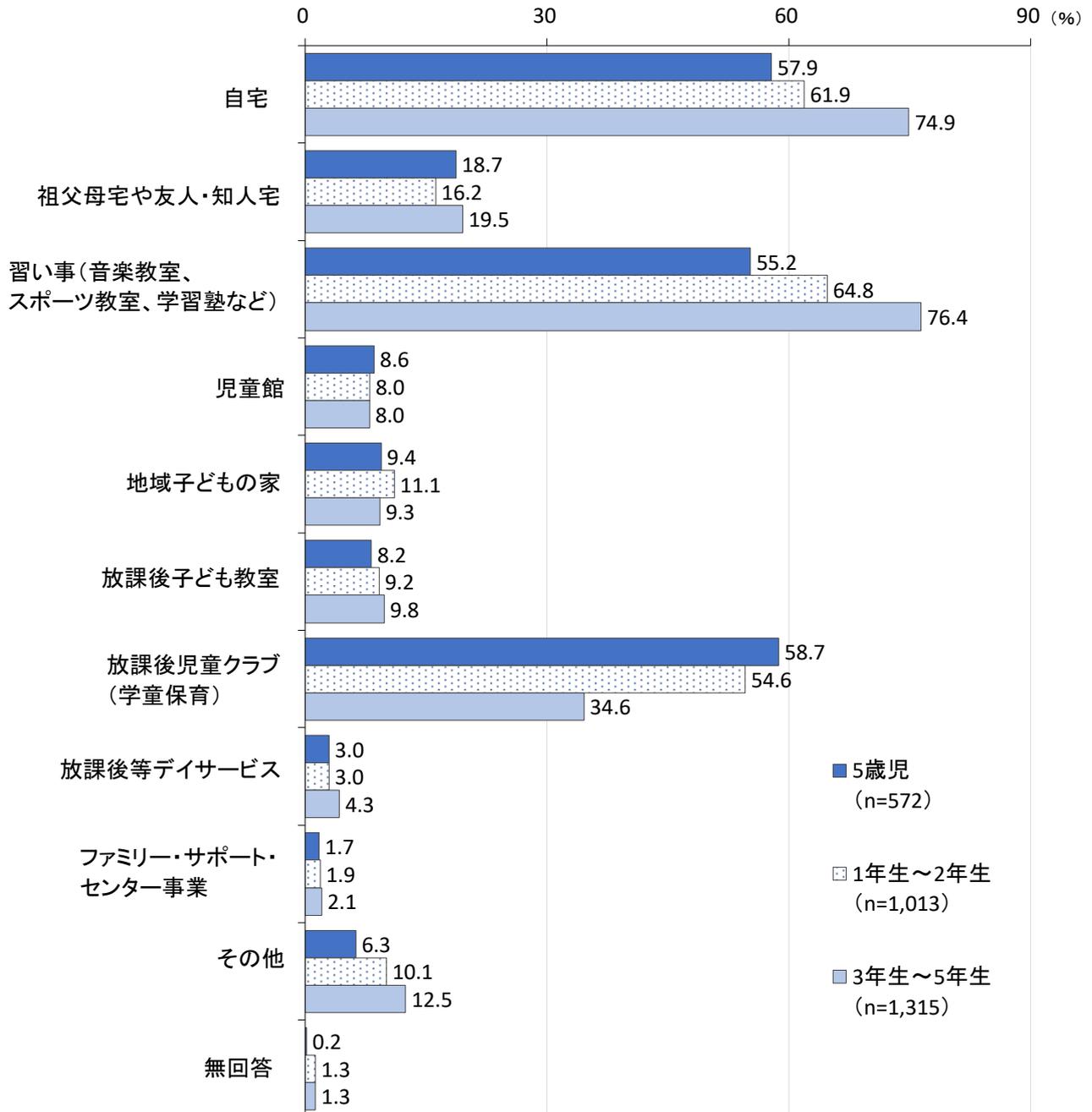
小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が約7～8割で回答割合が最も高く、次いで「習い事」の回答割合が高くなっています。1～2年生のうちには「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答割合が34.5%と比較的高いですが、3年生以上になると低下しています。

図表2-2-2-23 小学生の放課後の過ごし方



来年度に放課後をどのように過ごさせたいかについては、「自宅」や「習い事」の回答割合が高いのは現在の過ごし方と同様ですが、「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答割合が5歳児では58.7%、1～2年生では54.6%、3～5年生では34.6%となっています。

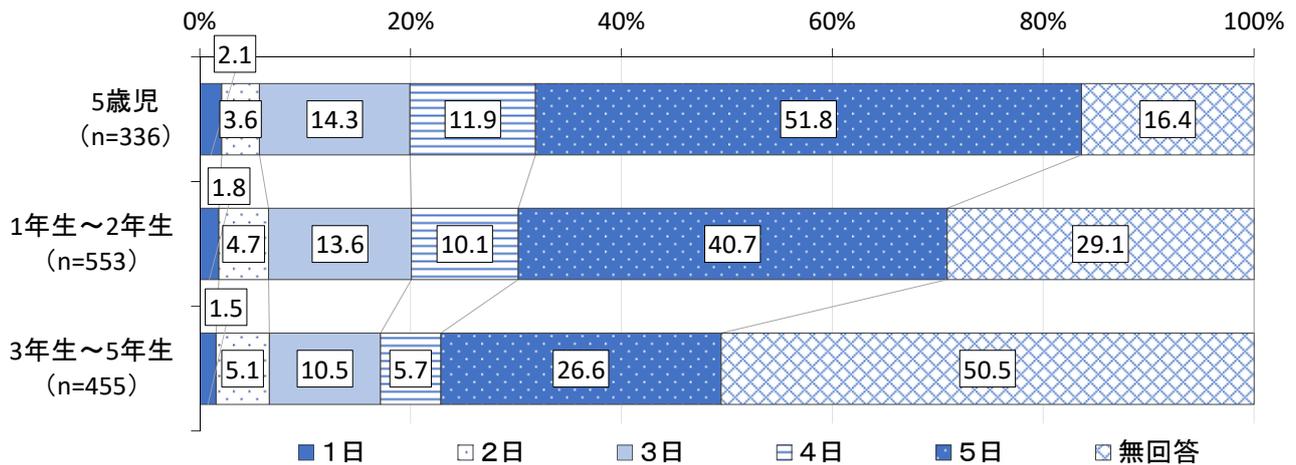
図表2-2-2-24 希望する放課後の過ごし方



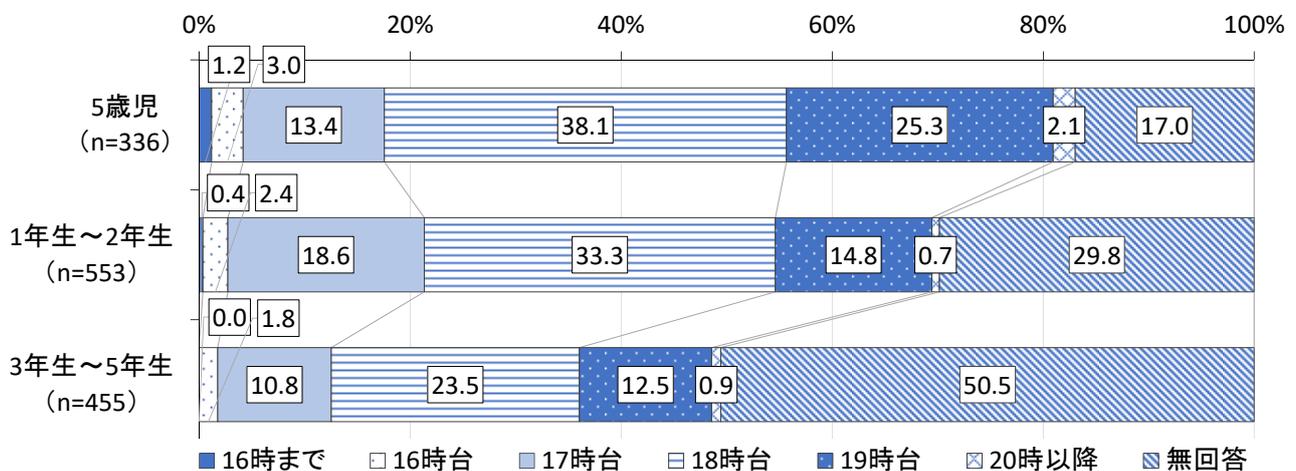
また、放課後児童クラブを利用したい人が週当たりで利用したい日数は、5歳児では半数以上が「5日」と回答しており、1～2年生でも40.7%が「5日」と回答していました。

何時までの利用を希望するかを尋ねた結果をみると、「18時台」が5歳児では38.1%、1～2年生では33.3%となっています。

図表2-2-2-25 放課後児童クラブ利用希望者が望む週当たり利用日数



図表2-2-2-26 放課後児童クラブ利用希望者が望む利用終了時間

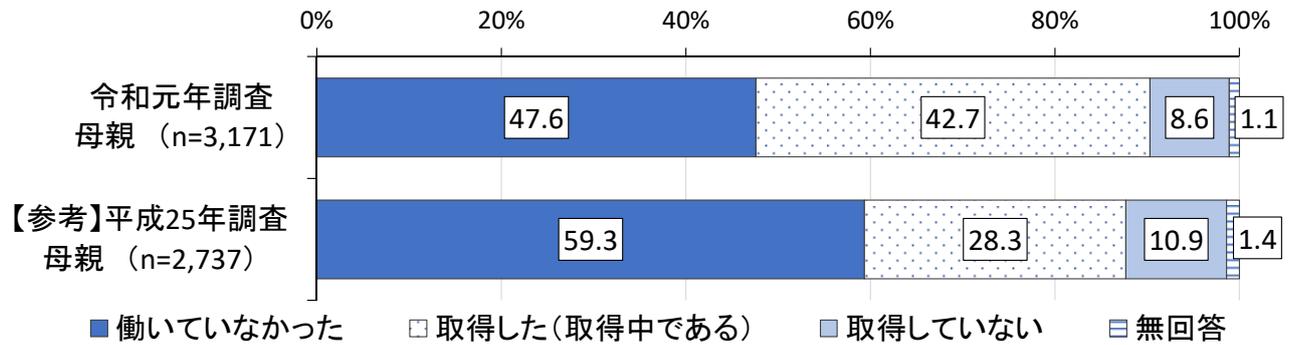


④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

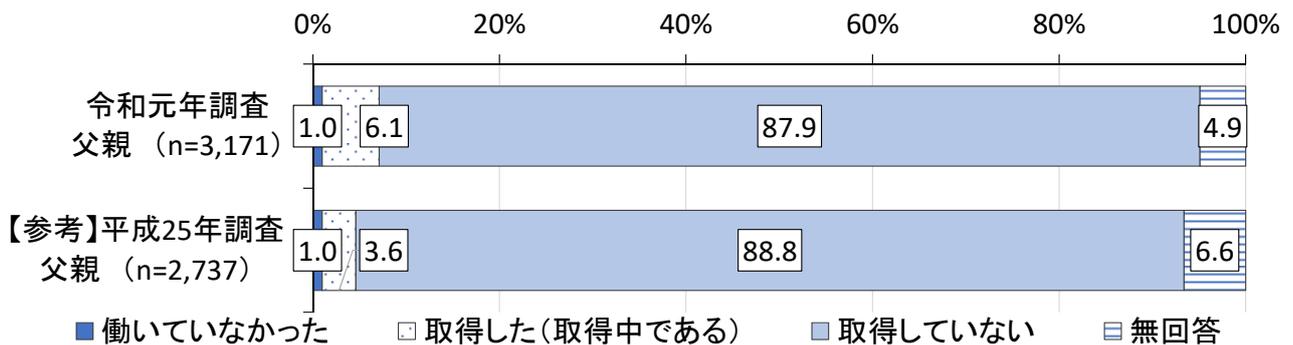
(ア) 育児休業の取得の有無

育児休業を「取得した（取得中である）」の回答割合は、母親が42.7%、父親が6.1%となっています。

図表2-2-2-27 育児休業の取得状況（母親）

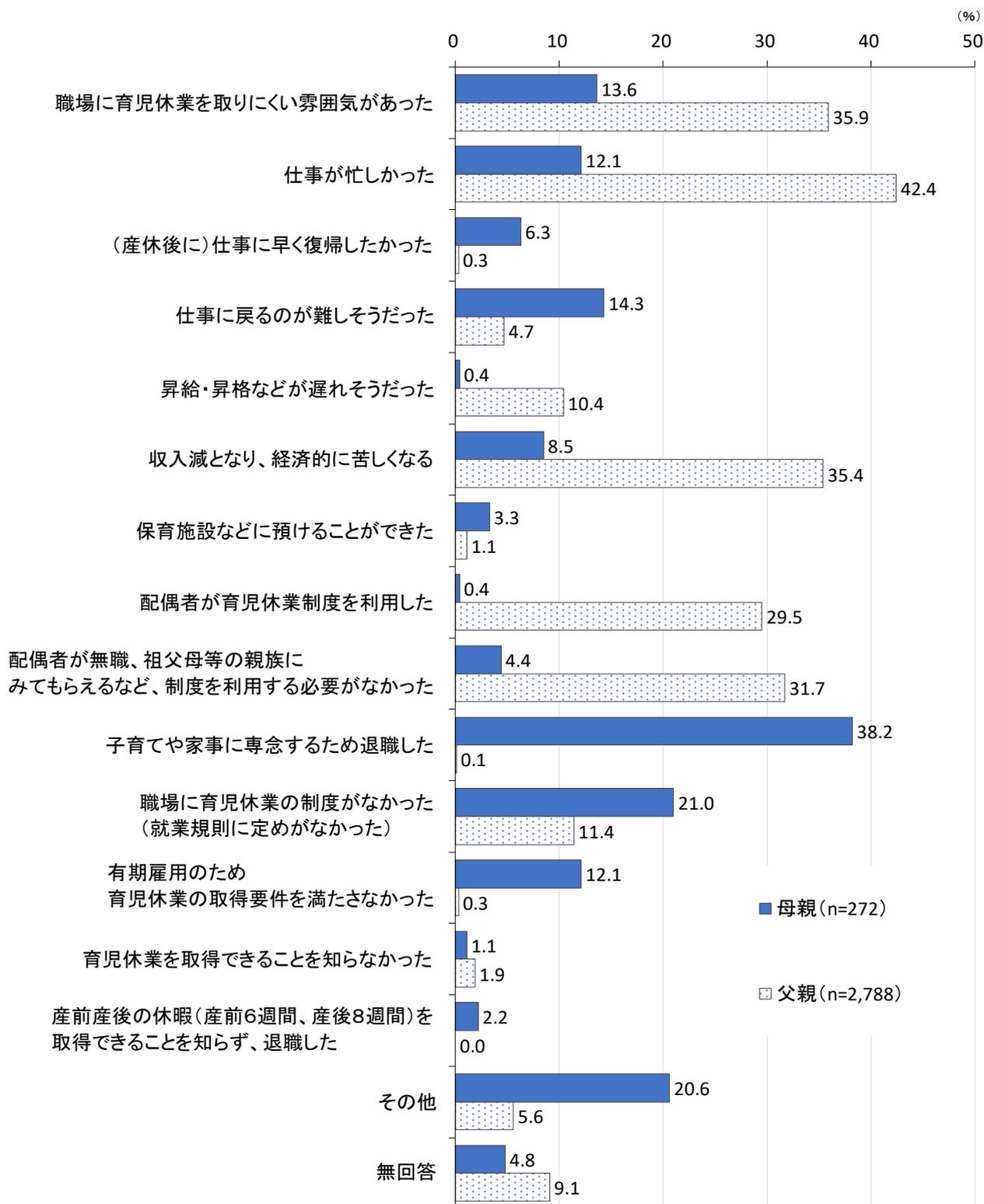


図表2-2-2-28 育児休業の取得状況（父親）



育児休業を取得していない理由として回答が多かったのは、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、父親は「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」となっています。

図表2-2-2-29 育児休業を取得しなかった理由



3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みとして、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が2015年（平成27年）4月に施行されました。

これを受けて、本市では2015年（平成27年）3月に第1期計画を策定しました。

(1) 子ども・子育て支援施策の展開

第1期計画においては、7つの基本目標を掲げ、様々な事業を実施しました。各基本目標における施策の取組状況は次のとおりです。

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めてきました。

これまでも、少子高齢化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加等により、子どもを産み育てる環境が大きく変化していることから、今後も多様なニーズに対応する柔軟性に富み、かつ当事者の視点に立った事業展開をする必要があります。

基本目標2 親子の健康の確保及び増進

妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導等、妊娠前から妊娠～出産～産後に至るまでの各段階に応じた母子保健施策を進めてきました。

また、子どもが必要とする適切な医療をより受けやすくするため、小児医療費助成の対象年齢を中学校卒業までへと拡大しました。

核家族化等により、妊娠や出産の不安や悩みについて、身近に相談相手がないなど孤立した家庭が増加傾向にあり、妊娠期からの切れ目ない母子保健対策として、子育てに関する不安や課題の早期発見及び継続した支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、小児医療費助成制度をはじめとした医療費助成を維持・継続して、必要な医療が必要な時に受けられる制度の充実を図る必要があります。

基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

子どもたちが発達段階に応じて個性や「生きる力」を伸長できるよう、特色ある学校教育の推進や安全・安心な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流や活動の機会の提供に努めてきました。

核家族化により減退が懸念される家庭での養育力を補うために、次代の担い手である子どもたちの健全な育成を引き続き地域全体で見守り、支えていく必要があります。

基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むために、安心して遊べる公園や安全に歩行できる歩道の確保など、子どもや子育て家庭の視点に立った、子育てを支援する生活環境の整備を進めてきました。

子育て家庭が地域においてより快適な生活を営むことができるよう、「子育てバリアフリー」の観点から、安全・安心なまちづくりをより一層推進する必要があります。

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させることで、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めてきました。

仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた支援施策を着実に進める必要があります。

基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

すべての子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、児童虐待に起因する様々な状況にある子育て家庭、ひとり親家庭、また、障がいのある子どもを有する家庭等を対象とした相談支援体制の充実や関係機関との連携強化など、支援を必要とする子ども・子育て家庭への取組を進めてきました。

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、特に困難を抱える子ども・子育て家庭に対する切れ目ない包摂的な支援に社会全体で取り組む体制や仕組みを構築し、関係機関等との連携を強化する必要があります。

基本目標7 若者の自立支援の充実

二一ト、引きこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の自立支援に対する取組として、キャリア教育の推進、職業能力開発・就業支援の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実を図り、包括的な支援を進めてきました。

困難を有する子ども・若者やその家族のおかれた状況に応じたきめ細やかな支援や相談の充実を図る必要があります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法に基づいて国が定めた基本的な指針に則し、第1期計画において「各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めました。

各事業の取組状況は次のとおりです。

① 教育・保育の量の見込みと確保方策

認定こども園（教育利用）及び幼稚園

市内の認定こども園や幼稚園のほか、市が幼稚園に準じる施設として認定した幼児教育施設において、教育需要への対応を図ってきました。

また、2017年度（平成29年度）に幼稚園1園が認定こども園へ移行した際には、市が神奈川県との調整や幼稚園への情報提供等の支援を行うなど、教育と保育を一体的に提供する体制づくりを進めてきました。

認定こども園（保育利用）及び認可保育所、地域型保育

保育需要の高い地域を中心に、公募による認可保育所（分園を含む）と小規模保育事業の新設や認可外保育施設の認可化移行支援、分園の本園化及び再整備に伴う定員増など、様々な手法により定員拡大を図り、2017年度（平成29年度）末には第1期計画策定当初の目標を上回る保育の受け皿を確保しました。しかしながら、保育所等利用申込者数は年々増加を続け、依然として待機児童が生じている状況から、2017年度（平成29年度）に中間見直しを行いました。

中間見直しでは、保育所等利用申込者数の過去2か年の伸び率を踏まえて量の見込みを見直しました。また確保方策は認可保育所の公募を中心に据え、募集園数は直近の入所申込状況を踏まえて決定することとし、引き続き取組を進めた結果、2019年（平成31年）

4月時点で計画開始時より34施設・1,791人の定員拡大を行いました。計画期間内に待機児童解消には至りませんでした。

今後も引き続き、保育の受け皿確保に向けた取組を推進する必要があります。

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用における支援を行うため、保育課に保育コンシェルジュを配置し、保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を実施してきました。また子ども健康課では、産前・産後の相談支援等の充実を図ってきました。

今後も引き続き、相談や情報提供を行うとともに、保護者に寄り添う支援として、適切な支援につなぎ、ニーズに応じることができる事業の充実を図っていく必要があります。

時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の保育ニーズに対応するため、これまでも認可保育所において時間外保育事業（延長保育事業）を実施してきた中で、新たに設置された認可保育所・小規模保育事業においても実施を促すことにより、すべての認可保育所等において実施しています。

今後も多様化する保護者の就労形態等へ対応するため、地域の実情や利用状況を踏まえ、引き続き、時間外保育事業（延長保育事業）の充実に取り組む必要があります。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブを利用する対象児童の範囲が拡大されたことや女性の社会進出、共働き世帯の増加による放課後児童クラブの需要の高まりに伴い、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

2015年（平成27年）3月に策定した5か年計画である藤沢市放課後児童クラブ整備計画での整備目標78クラブに対して、2020年（令和2年）3月時点での整備数は69クラブに留まり、目標としていたクラブ数の整備を達成することはできず、待機児童解消には至りませんでした。

安全・安心で良好な放課後の生活の場を提供するために、今後も放課後児童クラブの整備を引き続き推進していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

本事業は、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設において養育を行う事業です。

第1期計画期間において登録児童数は約1.5倍に増加していることから、市民への周知が図られ、子育て支援に繋がっていると考えられます。

今後も引き続き有効な活用がされるよう、事業を進めていきます。

乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～）

年度ごとの誤差は多少ありましたが、おおむね見込みどおりの実施結果となりました。母子の健康確保、出産や育児に対する不安軽減、育児の孤立化や虐待の防止を図って、継続的に事業を行ってきました。

育児不安の早期発見と解決に向け、引き続き保健指導の充実を図っていきます。

養育支援訪問事業

子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言や、ヘルパー派遣による育児・家事の援助等を行いました。

保健師等の訪問を要する家庭やヘルパー派遣による育児・家事援助の対象となる世帯数は、年度によって増減がありますが、今後も引き続き事業を実施し、児童の安定した養育環境を確保していきます。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）

2016年度（平成28年度）に子育て支援センターが3か所から4か所になり、子育てふれあいコーナー事業も新たに1か所増え22か所実施するようになったことで、地域の子育て支援がよりきめ細やかにできるようになりました。

子育て支援センターに子育てアドバイザー（保育士、助産師又は保健師、栄養士）を配置し、相談・助言・情報提供などを行い、2016年度（平成28年度）から担当課内に兼務保健師を配置しました。その中で妊娠期からの切れ目ない支援体制を築き、利用者のニーズに合わせた限定ひろばなど、多様な事業展開を進めてきました。

引き続き、利用者に寄り添った子育て支援の充実を図っていきます。

一時預かり事業（幼稚園が実施する預かり保育事業）

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園が行う預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）の実施を支援してきましたが、事業に従事する職員（保育士・幼稚園教諭）の確保が難しいことなどが課題となっています。

2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化による需要の増加が見込まれることから、引き続き、幼稚園の安定的な事業の実施に向けた支援を行う必要があります。

一時預かり事業（幼稚園以外が実施する一時預かり事業）

認可保育所の整備に合わせた実施施設の整備により、第1期計画期間中に3施設増加し、2018年度（平成30年度）には21施設となりました。

今後も引き続き、保護者の負担軽減や多様な保育ニーズへの対応を図るため、既存施設での実施のほか、地域のニーズに応じた整備を行うとともに、より効果的な事業の実施に向けた見直しを検討する必要があります。

病児保育事業（病児保育事業・病後児保育事業）

病児保育事業については、第1期計画期間中から継続して藤が岡二丁目地区再整備事業による整備を行っているほか、医療機関からの提案を受けて整備に向けた検討を進めている事業があります。

また、病後児保育事業については、これまでの法人立認可保育所3施設での実施に加え、企業主導型保育事業の事業者からの提案を受け、2019年（令和元年）10月から、新たに1施設で実施しています。

今後は、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえた整備について、検討していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））

「まかせて会員」の増加を図るため、年3回の「まかせて会員研修会」の実施にあたり研修会場の周辺地域に地区回覧で周知を行い、多くの参加者を募りました。

引き続き広報ふじさわ、地区回覧等を利用した事業周知を図るほか、各市民センター等にチラシを配架するなど、「まかせて会員」数の更なる増加に取り組みます。

妊婦健康診査

妊娠届出数の減少を受け、妊婦健康診査の実施回数が当初の見込みを下回りましたが、当該事業の実施により、妊娠期の健康の保持と胎児の健やかな発育が促され、安全・安心な出産を迎えられるよう有効な健診となりました。

引き続き、妊娠期からの切れ目ない支援の充実と、支援の必要な妊婦の早期発見に向けた地域連携体制の強化を図っていきます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や認可保育所を利用する児童の保護者が実費として負担する教材費や行事参加費、給食費等を負担した施設に対し、国の基準に基づき助成を行うことで、保護者の経済的な負担軽減を図ってきました。

今後も引き続き実費負担に対する助成を行うことで、低所得者を中心に保護者の経済的な負担軽減を図っていく必要があります。

